

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署：環境経済部環境政策課 No.001

処 分 名	専用水道設置者等に対する給水停止命令
処 分 の 概 要	専用水道において、施設基準に適合しなくなった場合、改善の指示を行うことができます。また、水道技術管理者が継続して職務を行った場合は水道技術管理者の変更を勧告することができます。簡易専用水道の管理が厚生労働省令に定める管理基準に適合しなくなった場合、必要な措置を採るよう指示することができます。さらに、専用水道、簡易専用水道の設置者がこれら改善の指示等に従わない場合は給水停止を命ずることができます。
根拠法令等・条項	水道法（昭和32年法律第177号）第37条
処 分 基 準	<p>◎市長は、専用水道において、施設基準に適合しなくなった場合、改善の指示を行うことができます。また、水道技術管理者が継続して職務を行った場合は水道技術管理者の変更を勧告することができます。簡易専用水道の管理が厚生労働省令に定める管理基準に適合しなくなった場合、必要な措置を採るよう指示することができます。この指示に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときは、その指示に係る事項を履行するまでの間、当該水道による給水を停止すべきことを命ずることができます。</p> <p>なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「水道の利用者の利益を阻害するおそれがあると認めるとき」に該当するかを示すことはできません。</p>
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
備 考	

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

水道法

(改善の指示等)

第三十六条 厚生労働大臣は水道事業又は水道用水供給事業について、都道府県知事は専用水道について、当該水道施設が第五条の規定による施設基準に適合しなくなつたと認め、かつ、国民の健康を守るため緊急に必要があると認めるときは、当該水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該施設を改善すべき旨を指示することができる。

2 厚生労働大臣は水道事業又は水道用水供給事業について、都道府県知事は専用水道について、水道技術管理者がその職務を怠り、警告を發したにもかかわらずなお継続して職務を怠つたときは、当該水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は専用水道の設置者に対して、水道技術管理者を変更すべきことを勧告することができる。

3 都道府県知事は、簡易専用水道の管理が第三十四条の二第一項の厚生労働省令で定める基準に適合していないと認めるときは、当該簡易専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該簡易専用水道の管理に関し、清掃その他の必要な措置を採るべき旨を指示することができる。

(給水停止命令)

第三十七条 厚生労働大臣は水道事業者又は水道用水供給事業者が、都道府県知事は専用水道又は簡易専用水道の設置者が、前条第一項又は第三項の規定に基づく指示に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときは、その指示に係る事項を履行するまでの間、当該水道による給水を停止すべきことを命ずることができる。同条第二項の規定に基づく勧告に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときも、同様とする。

(市又は特別区に関する読替え等)

第四十八条の二 市又は特別区の区域においては、第三十二条、第三十三条第一項、第三項及び第五項、第三十四条第一項の規定により読み替えて準用される第十三条第一項及び第二十四条の三第二項、第三十六条、第三十七条並びに第三十九条第二項及び第三項中「都道府県知事」とあるのは、「市長」又は「区長」と読み替えるものとする。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署：環境経済部環境政策課 No.002

処 分 名	公害防止統括者等の解任命令
処 分 の 概 要	公害防止統括者、公害防止管理者若しくは公害防止主任管理者又はこれらの代理者が、この法律、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法若しくは振動規制法又はこれらの法律に基づく命令の規定その他政令で定める法令の規定に違反したときは、公害防止統括者等の解任を命令することができます。
根拠法令等・条項	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）第10条
処 分 基 準	<p>◎市長は、公害防止統括者、公害防止管理者若しくは公害防止主任管理者又はこれらの代理者が、この法律、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法若しくは振動規制法又はこれらの法律に基づく命令の規定その他政令で定める法令の規定に違反したときは、特定事業者に対し、公害防止統括者、公害防止管理者若しくは公害防止主任管理者又はこれらの代理者の解任を命ずることができます。</p> <p>なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「法令の規定に違反したとき」に該当するかを示すことはできません。</p>
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律

(公害防止統括者等の解任命令)

第十条 都道府県知事は、公害防止統括者、公害防止管理者若しくは公害防止主任管理者又はこれらの代理者が、この法律、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法若しくはダイオキシン類対策特別措置法又はこれらの法律に基づく命令の規定その他政令で定める法令の規定に違反したときは、特定事業者に対し、公害防止統括者、公害防止管理者若しくは公害防止主任管理者又はこれらの代理者の解任を命ずることができる。

(市町村が処理する事務)

第十四条 この法律に規定する都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市の長（政令で定める特別区の区長を含むものとし、第二条各号の政令で定める施設のうち騒音発生施設又は振動発生施設のみが設置されている特定工場に係る事務については、市町村長とする。）が行うこととすることができる。

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令

(法第十条の政令で定める法令の規定)

第十二条 法第十条の政令で定める法令の規定は、湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）、特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成六年法律第九号）若しくはこれらの法律に基づく命令の規定又は大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）、騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）、振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）、湖沼水質保全特別措置法、特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法、ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）若しくはこれらの法律に基づく命令の規定に相当する鉱山保安法、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）若しくはこれらの法律に基づく命令の規定とする。

(市町村が処理する事務)

第十四条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、騒音発生施設又は振動発生施設のみが設置されている工場に係る事務は市町村長が、次の各号に掲げる工場に係る事務はそれぞれ当該各号に掲げる市の長が行うこととする。この場合においては、法中この項前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、市町村長又は市の長に関する規定としてそれぞれ市町村長又は当該各号に掲げる市の長に適用があるものとする。

一 ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又はダイオキシン類発生施設が設置されている工場 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この

条において「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この条において「中核市」という。)

二 前号に掲げる工場以外の工場(騒音発生施設又は振動発生施設のみが設置されている工場を除く。) 指定都市及び中核市並びに福島市、市川市、松戸市、市原市、藤沢市及び徳島市

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署：環境経済部環境政策課 No.003

処 分 名	ばい煙発生施設の構造、使用方法等に関する計画変更命令及び計画の廃止命令
処 分 の 概 要	ばい煙発生施設の設置等の届出があつた場合において、その届出に係るばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度がそのばい煙発生施設に係る排出基準に適合しないと認めるとき、ばい煙発生施設の構造、使用方法等に関する計画の変更又は、廃止を命令することができます。
根拠法令等・条項	大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第9条
処 分 基 準	<p>◎市長は、ばい煙発生施設の設置又はばい煙発生施設の構造等の変更の届出があつた場合において、その届出に係るばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度がそのばい煙発生施設に係る排出基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係るばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙の処理の方法に関する計画の変更又はばい煙発生施設の設置の届出に係るばい煙発生施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができます。</p> <p>なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「ばい煙発生施設に係る排出基準に適合しないと認めるとき」に該当するかを示すことはできません。</p>
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
備 考	

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

大気汚染防止法

(計画変更命令等)

第九条 都道府県知事は、第六条第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係るばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度がそのばい煙発生施設に係る排出基準（第三条第一項の排出基準（同条第三項又は第四条第一項の規定により排出基準が定められた場合にあつては、その排出基準を含む。）をいう。以下この章において「排出基準」という。）に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係るばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙の処理の方法に関する計画の変更（前条第一項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第六条第一項の規定による届出に係るばい煙発生施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

地方自治法

(条例による事務処理の特例)

第二百五十二条の十七の二 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例

(市町村が処理する事務の範囲等)

第二条 知事の権限に属する事務のうち、別表の事務の欄に掲げる事務は、それぞれ同表の市町村の欄に掲げる市町村が処理することとする。

別表第61項

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部環境政策課 No.004

処 分 名	特定工場における指定ばい煙の処理方法の改善等の命令
処 分 の 概 要	ばい煙発生施設の設置届出等があった場合において、その届出に係るばい煙発生施設が設置される特定工場等について、当該特定工場に設置されるすべてのばい煙発生施設に係る当該指定ばい煙の合計量が総量規制基準に適合しないと認めるとき、特定工場における指定ばい煙の処理方法の改善等の命令を行うことができます。
根拠法令等・条項	大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第9条の2
処 分 基 準	<p>◎市長は、ばい煙発生施設の設置又はばい煙発生施設の構造等の変更の届出があつた場合において、その届出に係るばい煙発生施設が設置される特定工場等について、当該特定工場等に設置されるすべてのばい煙発生施設に係る当該指定ばい煙の合計量が総量規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、当該特定工場等の設置者に対し、当該特定工場等における指定ばい煙の処理の方法の改善、使用燃料の変更その他必要な措置を採るべきことを命ずることができます。</p> <p>なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「総量規制基準に適合しないと認めるとき」に該当するかを示すことはできません。</p>
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
備 考	

大気汚染防止法

第九条の二 都道府県知事は、第六条第一項又は第八条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係るばい煙発生施設が設置される特定工場等（工場又は事業場で、当該ばい煙発生施設の設置又は構造等の変更により新たに特定工場等となるものを含む。以下この項において同じ。）について、当該特定工場等に設置されるすべてのばい煙発生施設に係る当該指定ばい煙の合計量が総量規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、当該特定工場等の設置者に対し、当該特定工場等における指定ばい煙の処理の方法の改善、使用燃料の変更その他必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

地方自治法

（条例による事務処理の特例）

第二百五十二条の十七の二 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

根拠法令及び 関係法令等の抜粋

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例

（市町村が処理する事務の範囲等）

第二条 知事の権限に属する事務のうち、別表の事務の欄に掲げる事務は、それぞれ同表の市町村の欄に掲げる市町村が処理することとする。

別表第61項

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署：環境経済部環境政策課 No.005

処 分 名	ばい煙発生施設の構造等の改善命令、施設の使用停止命令
処 分 の 概 要	ばい煙排出者が、そのばい煙量又はばい煙濃度が排出口において排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがあると認めるときは、ばい煙発生施設の構造等の改善命令、施設の使用の一時停止を命令することができます。
根拠法令等・条項	大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第14条第1項
処 分 基 準	<p>◎市長は、ばい煙排出者が、そのばい煙量又はばい煙濃度が排出口において排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該ばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該ばい煙発生施設に係るばい煙の処理の方法の改善を命じ、又は当該ばい煙発生施設の使用の一時停止を命ずることができます。</p> <p>なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「排出口において排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがあると認めるとき」に該当するかを示すことはできません。</p>
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
備 考	

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

大気汚染防止法

(改善命令等)

第十四条 都道府県知事は、ばい煙排出者が、そのばい煙量又はばい煙濃度が排出口において排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該ばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該ばい煙発生施設に係るばい煙の処理の方法の改善を命じ、又は当該ばい煙発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。

2 第十三条第二項の規定は、前項の規定による命令について準用する。
(略)

地方自治法

(条例による事務処理の特例)

第二百五十二条の十七の二 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例

(市町村が処理する事務の範囲等)

第二条 知事の権限に属する事務のうち、別表の事務の欄に掲げる事務は、それぞれ同表の市町村の欄に掲げる市町村が処理することとする。

別表第61項

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署：環境経済部環境政策課 No.006

処 分 名	特定工場における指定ばい煙の処理方法等の命令
処 分 の 概 要	総量規制基準に適合しない指定ばい煙が継続して排出されるおそれがある場合において、当該指定ばい煙に係る特定工場等の設置者に対し、期限を定めて、当該特定工場等における指定ばい煙の処理の方法の改善、使用燃料の変更その他必要な措置を命令することができます。
根拠法令等・条項	大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第14条第3項
処 分 基 準	<p>◎市長は、総量規制基準に適合しない指定ばい煙が継続して排出されるおそれがあると認めるときは、当該指定ばい煙に係る特定工場等の設置者に対し、期限を定めて、当該特定工場等における指定ばい煙の処理の方法の改善、使用燃料の変更その他必要な措置を採るべきことを命ずることができます。</p> <p>なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「総量規制基準に適合しない指定ばい煙が継続して排出されるおそれがあると認めるとき」に該当するかを示すことはできません。</p>
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
備 考	

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

大気汚染防止法

(改善命令等)

第十四条 (略)

3 都道府県知事は、総量規制基準に適合しない指定ばい煙が継続して排出されるおそれがあると認めるときは、当該指定ばい煙に係る特定工場等の設置者に対し、期限を定めて、当該特定工場等における指定ばい煙の処理の方法の改善、使用燃料の変更その他必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

4 前項の規定は、第二条第二項の政令の改正、第五条の二第一項の地域を定める政令の改正又は同項の都道府県知事が定める規模の変更により新たに特定工場等となつた工場又は事業場については、当該工場又は事業場が特定工場等となつた日から六月間は、適用しない。

地方自治法

(条例による事務処理の特例)

第二百五十二条の十七の二 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例

(市町村が処理する事務の範囲等)

第二条 知事の権限に属する事務のうち、別表の事務の欄に掲げる事務は、それぞれ同表の市町村の欄に掲げる市町村が処理することとする。

別表第61項

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部環境政策課 No.007

処 分 名	燃料使用基準の遵守命令
処 分 の 概 要	いおう酸化物に係るばい煙発生施設において燃料使用基準に適合しない燃料を使用している者に対して、燃料使用基準に従うよう勧告を行い、その勧告に従わないときは、期限を定めて、当該燃料使用基準に従うべきことを命令することができます。
根拠法令等・条項	大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第15条第2項
処 分 基 準	<p>◎市長は、いおう酸化物に係るばい煙発生施設で季節により燃料の使用量に著しい変動があるものが密集して設置されている地域として政令で定める地域に係るいおう酸化物による著しい大気の汚染が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、当該地域におけるいおう酸化物に係るばい煙発生施設において発生するいおう酸化物を大気中に排出する者が、当該ばい煙発生施設で燃料使用基準に適合しない燃料の使用をしていると認めるときは、その者に対し勧告し、その勧告に従わなかつたときは、期間を定めて、当該燃料使用基準に従うべきことを命ずることができます。</p> <p>なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「燃料使用基準に適合しない燃料の使用をしていると認めるとき」に該当するかを示すことはできません。</p>
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
備 考	

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

大気汚染防止法

(季節による燃料の使用に関する措置)

第十五条 都道府県知事は、いおう酸化物に係るばい煙発生施設で季節により燃料の使用量に著しい変動があるものが密集して設置されている地域として政令で定める地域に係るいおう酸化物による著しい大気の汚染が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、当該地域におけるいおう酸化物に係るばい煙発生施設において発生するいおう酸化物を大気中に排出する者が、当該ばい煙発生施設で燃料使用基準に適合しない燃料の使用をしていると認めるときは、その者に対し、期間を定めて、燃料使用基準に従うべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかつたときは、期間を定めて、当該燃料使用基準に従うべきことを命ずることができる。

3 第一項の燃料使用基準は、環境省令で定める燃料の種類について、環境大臣が定める基準に従い、同項の政令で定める地域ごとに都道府県知事が定める。

4 環境大臣は、第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

5 都道府県知事は、第三項の規定により燃料使用基準を定めるときは、公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

地方自治法

(条例による事務処理の特例)

第二百五十二条の十七の二 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例

(市町村が処理する事務の範囲等)

第二条 知事の権限に属する事務のうち、別表の事務の欄に掲げる事務は、それぞれ同表の市町村の欄に掲げる市町村が処理することとする。

別表第61項

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署：環境経済部環境政策課 No.008

処 分 名	指定地域における燃料使用基準遵守命令
処 分 の 概 要	指定地域において、いおう酸化物に係るばい煙発生施設において燃料使用基準に適合しない燃料を使用している者に対して燃料使用基準に従うよう勧告を行い、その勧告に従わないときは、期限を定めて、当該燃料使用基準に従うべきことを命令することができます。
根拠法令等・条項	大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第15条の2第2項
処 分 基 準	<p>◎市長は、いおう酸化物に係る指定地域において、特定工場等以外の工場又は事業場における燃料の使用が燃料使用基準に適合しないと認めるときは、当該工場又は事業場の設置者に対し勧告し、その勧告に従わなかつたときは、期限を定めて、当該燃料使用基準に従うべきことを命ずることができます。</p> <p>なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「燃料使用基準に適合しないと認めるとき」に該当するかを示すことはできません。</p>
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
備 考	

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

大気汚染防止法

(指定地域における燃料の使用に関する措置)

第十五条の二 都道府県知事は、いおう酸化物に係る指定地域において、特定工場等以外の工場又は事業場における燃料の使用が燃料使用基準に適合しないと認めるときは、当該工場又は事業場の設置者に対し、期限を定めて、燃料使用基準に従うべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかつたときは、期限を定めて、当該燃料使用基準に従うべきことを命ずることができる。

3 第一項の燃料使用基準は、いおう酸化物に係るばい煙発生施設が設置されている特定工場等以外の工場又は事業場について定める基準とし、環境省令で定める燃料の種類について、指定ばい煙の総量の削減に関し環境大臣が定める基準に従い、いおう酸化物に係る指定地域ごとに都道府県知事が定める。

4 都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該指定地域を二以上の区域に区分し、それらの区域ごとに第一項の燃料使用基準を定めることができる。

5 前条第五項の規定は、第一項の燃料使用基準について準用する。

地方自治法

(条例による事務処理の特例)

第二百五十二条の十七の二 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例

(市町村が処理する事務の範囲等)

第二条 知事の権限に属する事務のうち、別表の事務の欄に掲げる事務は、それぞれ同表の市町村の欄に掲げる市町村が処理することとする。

別表第61項

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署：環境経済部環境政策課 No.009

処 分 名	事故時の措置命令
処 分 の 概 要	ばい煙又は特定物質が多量に排出される事故が発生した場合において、当該事故に係る工場又は事業場の周辺の区域における人の健康が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるとき、その事故の拡大又は再発の防止に必要な措置をとることを命令することができます。
根拠法令等・条項	大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第17条第3項
処 分 基 準	<p>◎市長は、ばい煙発生施設を設置している者又は物の合成、分解その他の化学的処理に伴い発生する物質のうち人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるものを発生する施設を工場若しくは事業場に設置している者は、ばい煙発生施設又は特定施設について故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙又は特定物質が大気中に多量に排出される事故が発生した場合において、当該事故に係る工場又は事業場の周辺の区域における人の健康が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるときは、その事故に係る同項に規定する者に対し、その事故の拡大又は再発の防止のため必要な措置をとるべきことを命ずることができます。</p> <p>なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「工場又は事業場の周辺の区域における人の健康が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるとき」に該当するかを示すことはできません。</p>
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

大気汚染防止法

(事故時の措置)

第十七条 ばい煙発生施設を設置している者又は物の合成、分解その他の化学的処理に伴い発生する物質のうち人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるもの(以下「特定物質」という。)を発生する施設(ばい煙発生施設を除く。以下「特定施設」という。)を工場若しくは事業場に設置している者は、ばい煙発生施設又は特定施設について故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙又は特定物質が大気中に多量に排出されたときは、直ちに、その事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するように努めなければならない。

2 前項の場合においては、同項に規定する者は、直ちに、その事故の状況を都道府県知事に通報しなければならない。ただし、石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)第二十三条第一項の規定による通報をした場合は、この限りでない。

3 都道府県知事は、第一項に規定する事故が発生した場合において、当該事故に係る工場又は事業場の周辺の区域における人の健康が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるときは、その事故に係る同項に規定する者に対し、その事故の拡大又は再発の防止のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

地方自治法

(条例による事務処理の特例)

第二百五十二条の十七の二 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例

(市町村が処理する事務の範囲等)

第二条 知事の権限に属する事務のうち、別表の事務の欄に掲げる事務は、それぞれ同表の市町村の欄に掲げる市町村が処理することとする。

別表第61項

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署：環境経済部環境政策課 No.010

処 分 名	一般粉じん発生施設の基準適合命令及び一時停止命令
処 分 の 概 要	一般粉じん発生施設を設置している者が環境省令で定める構造ならびに使用管理に関する基準を遵守していないと認めるときは、基準適合命令、施設の使用の一時停止を命令することができます。
根拠法令等・条項	大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第18条の4
処 分 基 準	<p>◎市長は、一般粉じん発生施設を設置している者が、当該一般粉じん発生施設について、環境省令で定める構造並びに使用及び管理に関する基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該一般粉じん発生施設について第18条の3の基準に従うべきことを命じ、又は当該一般粉じん発生施設の使用の一時停止を命ずることができます。</p> <p>なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「基準を遵守していないと認めるとき」に該当するかを示すことはできません。</p>
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

大気汚染防止法

(基準遵守義務)

第十八条の三 一般粉じん発生施設を設置している者は、当該一般粉じん発生施設について、環境省令で定める構造並びに使用及び管理に関する基準を遵守しなければならない。

(基準適合命令等)

第十八条の四 都道府県知事は、一般粉じん発生施設を設置している者が前条の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該一般粉じん発生施設について同条の基準に従うべきことを命じ、又は当該一般粉じん発生施設の使用の一時停止を命じることができる。

(政令で定める市の長による事務の処理)

第三十一条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市（特別区を含む。以下同じ。）の長が行うこととすることができる。

2 前項の政令で定める市の長は、この法律の施行に必要な事項で環境省令で定めるものを都道府県知事に通知しなければならない。

大気汚染防止法施行令

(政令で定める市の長による事務の処理)

第十三条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、ばい煙の排出の規制及び粉じんに関する規制に係る次に掲げる事務（工場に係る事務を除く。）、法第十七条第二項の規定による通報の受理に関する事務、同条第三項の規定による命令に関する事務並びにこれに伴う法第二十六条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事務、法第二十条の規定による測定に関する事務、法第二十一条第一項の規定による要請及び同条第三項の規定による意見を述べることに関する事務、法第二十二条第一項の規定による常時監視及び同条第二項の規定による報告に関する事務並びに法第二十四条第一項の規定による公表に関する事務は、小樽市、室蘭市、苫小牧市、川口市、所沢市、市川市、松戸市、市原市、平塚市、藤沢市、四日市市、吹田市、八尾市、明石市、加古川市及び大牟田市の長（以下「政令市の長」という。）が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中この項前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、政令市の長に関する規定として政令市の長に適用があるものとする。

一 法第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第十一条（法第十八条の十三第二項において準用する場合を含む。）、第十二条第三項（法第十八条の十三第二項において準用する場合を含む。）、第十八条第一項及び第三項、第十八条の二第一項、第十八条の六第一項及び第三項、第十八条の七第一項並びに第十八条の十五第一項及び第二項の規定による届出の受理に関する事務

- 二 法第九条、第九条の二、第十四条第一項及び第三項、第十五条第二項、第十五条の二第二項、第十八条の四、第十八条の八、第十八条の十一、第十八条の十六並びに第十八条の十九の規定による命令に関する事務
- 三 法第十条第二項（法第十八条の十三第一項において準用する場合を含む。）の規定による期間の短縮に関する事務
- 四 法第十五条第一項及び第十五条の二第一項の規定による勧告に関する事務
- 五 法第二十六条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査（法第二十三条第二項の規定による権限の行使に関し必要と認められる場合における報告の徴収及び立入検査を除く。）に関する事務
- 六 法第二十七条第二項及び第四項の規定による通知の受理に関する事務
- 七 法第二十七条第三項の規定による要請に関する事務
- 八 法第二十七条第五項の規定による協議に関する事務
- 九 法第二十八条第二項の規定による協力を求め、又は意見を述べることにに関する事務

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署：環境経済部環境政策課 No.011

処 分 名	特定粉じん発生施設の設置、構造等の変更に係る計画変更、廃止命令
処 分 の 概 要	特定粉じん発生施設の設置の届出があつた場合、工場又は事業場の敷地の境界線における大気中の特定粉じんの濃度が敷地境界基準に適合しないと認めるときは、特定粉じん発生施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定粉じんの処理の方法若しくは飛散の防止の方法に関する計画の変更又は特定粉じん発生施設設置届出に係る特定粉じん発生施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができます。
根拠法令等・条項	大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第18条の8
処 分 基 準	<p>◎市長は、特定粉じん発生施設の設置等の届出があつた場合において、その届出に係る特定粉じん発生施設が設置される工場又は事業場の敷地の境界線における大気中の特定粉じんの濃度が敷地境界基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定粉じん発生施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定粉じんの処理の方法若しくは飛散の防止の方法に関する計画の変更又は特定粉じん発生施設設置届出に係る特定粉じん発生施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができます。</p> <p>なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「敷地境界基準に適合しないと認めるとき」に該当するかを示すことはできません。</p>
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
備 考	

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

大気汚染防止法

(計画変更命令等)

第十八条の八 都道府県知事は、第十八条の六第一項又は第三項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る特定粉じん発生施設が設置される工場又は事業場の敷地の境界線における大気中の特定粉じんの濃度が敷地境界基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定粉じん発生施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定粉じんの処理の方法若しくは飛散の防止の方法に関する計画の変更(同条第三項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は同条第一項の規定による届出に係る特定粉じん発生施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

地方自治法

(条例による事務処理の特例)

第二百五十二条の十七の二 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例

(市町村が処理する事務の範囲等)

第二条 知事の権限に属する事務のうち、別表の事務の欄に掲げる事務は、それぞれ同表の市町村の欄に掲げる市町村が処理することとする。

別表第61項

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署：環境経済部環境政策課 No.012

処 分 名	特定粉じん発生施設の構造の改善命令等及び一時停止命令
処 分 の 概 要	特定粉じん発生施設を設置する工場の事業活動に伴い、敷地の境界線における大気中の石綿濃度が届出施設に係る規制基準に適合しないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該特定粉じん発生施設の構造等の改善を命じ、又は当該特定粉じん発生施設の使用の一時停止を命令することができます。
根拠法令等・条項	大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第18条の11
処 分 基 準	<p>◎市長は、特定粉じん排出者が排出し、又は飛散させる特定粉じんの当該工場又は事業場の敷地の境界線における大気中の濃度が敷地境界基準に適合しないと認めるときは、当該特定粉じん排出者に対し、期限を定めて当該特定粉じん発生施設の構造若しくは使用の方法の改善若しくは特定粉じんの処理の方法若しくは飛散の防止の方法の改善を命じ、又は当該特定粉じん発生施設の使用の一時停止を命ずることができます。</p> <p>なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「敷地境界基準に適合しないと認めるとき」に該当するかを示すことはできません。</p>
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
備 考	

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

大気汚染防止法

(改善命令等)

第十八条の十一 都道府県知事は、特定粉じん排出者が排出し、又は飛散させる特定粉じんの当該工場又は事業場の敷地の境界線における大気中の濃度が敷地境界基準に適合しないと認めるときは、当該特定粉じん排出者に対し、期限を定めて当該特定粉じん発生施設の構造若しくは使用の方法の改善若しくは特定粉じんの処理の方法若しくは飛散の防止の方法の改善を命じ、又は当該特定粉じん発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。

地方自治法

(条例による事務処理の特例)

第二百五十二条の十七の二 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例

(市町村が処理する事務の範囲等)

第二条 知事の権限に属する事務のうち、別表の事務の欄に掲げる事務は、それぞれ同表の市町村の欄に掲げる市町村が処理することとする。
別表第61項

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署：環境経済部環境政策課 No.013

処 分 名	特定粉じん排出等作業の計画変更命令
処 分 の 概 要	<p>特定粉じん排出等作業に係る届出（作業方法が除去等の方法の規定によらないときの理由が記載されているものに限る。）があった場合において、その届出に係る特定粉じん排出等作業が、除去等の方法の規定の例外規定に該当しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る特定粉じん排出等作業について、除去等の方法の規定による方法により行うことを命ずるものとします。</p> <p>また、前文の場合のほか、特定粉じん排出等作業に係る届出があった場合、その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法が作業基準に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更を命令することができます。</p>
根拠法令等・条項	大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第18条の18
処 分 基 準	<p>◎市長は、特定粉じん排出等作業に係る届出（作業方法が除去等の方法の規定によらないときの理由（第十八条の十五第一項第三号口に掲げる事項）が記載されているものに限る。）があった場合において、その届出に係る特定粉じん排出等作業が、除去等の方法の規定の例外規定（第十八条の十九ただし書き）に該当しないと認めるときは、その届出を受理した日から14日以内に、その届出をした者に対し、その届出に係る特定粉じん排出等作業について、除去等の方法の規定（第18条の19各号に掲げる措置）に定める方法により行うことを命ずるものとします。</p> <p>また、前文の場合のほか、市長は、特定粉じん排出等作業の実施の届出があった場合において、その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法が作業基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から14日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更を命ずることができます。</p> <p>なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「作業基準に適合しないと認めるとき」に該当するかを示すことはできません。</p>
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：令和3年4月1日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

大気汚染防止法

(計画変更命令)

第十八条の十八 都道府県知事は、前条第一項の規定による届出（第十八条の十五第一項第三号口に掲げる事項を含むものに限る。）があつた場合において、その届出に係る特定粉じん排出等作業について、次条ただし書に規定する場合に該当しないと認めるときは、その届出を受理した日から十四日以内に、その届出をした者に対し、その届出に係る特定粉じん排出等作業について、同条各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うことを命ずるものとする。

2 都道府県知事は、前項に規定する場合のほか、前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法が作業基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から十四日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更を命ずることができる。

(特定粉じん排出等作業の実施の届出)

第十八条の十七 特定工事のうち、特定粉じんを多量に発生し、又は飛散させる原因となる特定建築材料として政令で定めるものに係る特定粉じん排出等作業を伴うもの（以下この条及び第十八条の十九において「届出対象特定工事」という。）の発注者又は自主施工者（次項に規定するものを除く。）は、当該特定粉じん排出等作業の開始の日の十四日前までに、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 当該届出対象特定工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 当該届出対象特定工事の場所
- 三 当該特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における当該政令で定める特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- 四 当該届出対象特定工事に係る第十八条の十五第一項第二号口から二まで及び第三号口に掲げる事項

(解体等工事に係る調査及び説明等)

第十八条の十五 建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事（以下「解体等工事」という。）の元請業者（発注者（解体等工事の注文者で、他の者から請け負つた解体等工事の注文者以外のものをいう。以下同じ。）から直接解体等工事を請け負つた者をいう。以下同じ。）は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて、設計図書その他の書面による調査、特定建築材料の有無の目視による調査その他の環境省令で定める方法による調査を行うとともに、環境省令で定めるところにより、当該解体等工事の発注者に対し、次に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

- 一 当該調査の結果
- 二 当該解体等工事が特定工事に該当するとき（次号に該当するときを除く。）は、当該特定工事に係る次に掲げる事項
 - イ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
 - ロ 特定粉じん排出等作業の種類
 - ハ 特定粉じん排出等作業の実施の期間
 - ニ 特定粉じん排出等作業の方法
- 三 当該解体等工事が第十八条の十七第一項に規定する届出対象特定工事に該当するときは、当該届出対象特定工事に係る次に掲げる事項
 - イ 前号に掲げる事項
 - ロ 前号二に掲げる特定粉じん排出等作業の方法が第十八条の十九各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由
- 四 前三号に掲げるもののほか、環境省令で定める事項

（特定建築材料の除去等の方法）

第十八条の十九 届出対象特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者は、当該届出対象特定工事における第十八条の十七第一項の政令で定める特定建築材料に係る特定粉じん排出等作業について、次の各号のいずれかに掲げる措置（第二号に掲げる措置にあつては、建築物等を改造し、又は補修する場合に限る。以下この条において同じ。）を当該各号に定める方法により行わなければならない。ただし、建築物等が倒壊するおそれがあるときその他次の各号のいずれかに掲げる措置を当該各号に定める方法により行うことが技術上著しく困難な場合は、この限りでない。

- 一 当該特定建築材料の建築物等からの除去 次に掲げる方法
 - イ 当該特定建築材料をかき落とし、切断し、又は破砕することなくそのまま建築物等から取り外す方法
 - ロ 当該特定建築材料の除去を行う場所を他の場所から隔離し、除去を行う間、当該隔離した場所において環境省令で定める集じん・排気装置を使用する方法
 - ハ ロに準ずるものとして環境省令で定める方法
 - ニ 当該特定建築材料からの特定粉じんの飛散を防止するための処理 当該特定建築材料を被覆し、又は当該特定建築材料に添加された特定粉じんに該当する物質を当該特定建築材料に固着する方法であつて環境省令で定めるもの

地方自治法

（条例による事務処理の特例）

第二百五十二条の十七の二 都道府県は、都道府県知事の権限に属する

事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例

（市町村が処理する事務の範囲等）

第二条 知事の権限に属する事務のうち、別表の事務の欄に掲げる事務は、それぞれ同表の市町村の欄に掲げる市町村が処理することとする。

別表第61項

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署：環境経済部環境政策課 No.014

処 分 名	特定粉じん排出等作業の作業基準適合命令及び一時停止命令
処 分 の 概 要	特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者が、作業基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、作業基準に従うべきことを命じ、又は当該石綿の除去作業等の一時停止を命令することができます。
根拠法令等・条項	大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第18条の21
処 分 基 準	<p>◎市長は、特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者が当該特定工事における特定粉じん排出等作業について作業基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該特定粉じん排出等作業について作業基準に従うべきことを命じ、又は当該特定粉じん排出等作業の一時停止を命ずることができます。</p> <p>なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「作業基準を遵守していないと認めるとき」に該当するかを示すことはできません。</p>
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：令和3年4月1日）
備 考	

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

大気汚染防止法

(作業基準適合命令等)

第十八条の二十一 都道府県知事は、特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者が当該特定工事における特定粉じん排出等作業について作業基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該特定粉じん排出等作業について作業基準に従うべきことを命じ、又は当該特定粉じん排出等作業の一時停止を命ずることができる。

地方自治法

(条例による事務処理の特例)

第二百五十二条の十七の二 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例

(市町村が処理する事務の範囲等)

第二条 知事の権限に属する事務のうち、別表の事務の欄に掲げる事務は、それぞれ同表の市町村の欄に掲げる市町村が処理することとする。
別表第61項

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署：環境経済部環境政策課 No.015

<p>処 分 名</p>	<p>特定施設の設置、構造等の変更に係る計画変更、廃止の命令</p>
<p>処 分 の 概 要</p>	<p>特定施設設置届出又は特定施設変更届出があつた場合において、排出水の汚染状態が当該特定事業場の排水口においてその排出水に係る排水基準に適合しないと認めるとき、又は特定地下浸透水が有害物質を含むものとして環境省令で定める要件に該当すると認めるときは、その届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法に関する計画の変更又は特定施設設置届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができます。</p>
<p>根拠法令等・条項</p>	<p>水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第8条第1項</p>
<p>処 分 基 準</p>	<p>◎市長は、特定施設設置届出又は特定施設変更届出があつた場合において、排出水の汚染状態が当該特定事業場の排水口においてその排出水に係る排水基準に適合しないと認めるとき、又は特定地下浸透水が有害物質を含むものとして環境省令で定める要件に該当すると認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法に関する計画の変更又は特定施設設置届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができます。</p> <p>環境省令で定める要件は、有害物質の種類ごとに環境大臣が定める方法により特定地下浸透水の有害物質による汚染状態を検定した場合において、当該有害物質が検出されることです。</p> <p>なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「排水基準に適合しないと認めるとき等」に該当するかを示すことはできません。</p>
<p>設 定 年 月 日</p>	<p>平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）</p>
<p>備 考</p>	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

水質汚濁防止法

(計画変更命令等)

第八条 都道府県知事は、第五条第一項若しくは第二項の規定による届出又は前条の規定による届出（第五条第一項第四号若しくは第六号から第九号までに掲げる事項又は同条第二項第四号から第八号までに掲げる事項の変更に係るものに限る。）があつた場合において、排出水の汚染状態が当該特定事業場の排水口（排出水を排出する場所をいう。以下同じ。）においてその排出水に係る排水基準（第三条第一項の排水基準（同条第三項の規定により排水基準が定められた場合にあっては、その排水基準を含む。）をいう。以下単に「排水基準」という。）に適合しないと認めるとき、又は特定地下浸透水が有害物質を含むものとして環境省令で定める要件に該当すると認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法に関する計画の変更（前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第五条第一項若しくは第二項の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

(政令で定める市の長による事務の処理)

第二十八条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務（第四条の三第一項、第四条の五第一項及び第二項、第十四条の八第一項、第十四条の九第六項並びに第十六条第一項に規定する事務を除く。）の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市（特別区を含む。次項において同じ。）の長が行うこととすることができる。

水質汚濁防止法施行令

(政令で定める市の長による事務の処理)

第十条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の長並びに福島市、市川市、松戸市、市原市、八王子市、町田市、藤沢市及び徳島市の長（以下この条において「指定都市の長等」という。）が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。

(略)

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署：環境経済部環境政策課 No.016

<p>処 分 名</p>	<p>有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置、構造等の変更に係る計画変更、廃止の命令</p>
<p>処 分 の 概 要</p>	<p>特定施設等の設置の届出があつた場合又は特定施設等の構造等の変更の届出があつた場合において、その届出に係る有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設が有害物質使用特定施設等に係る構造基準に適合しないと認めるときは、その届出に係る有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造、設備若しくは使用の方法に関する計画の変更又は特定施設等の設置の届出に係る有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができます。</p>
<p>根拠法令等・条項</p>	<p>水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第8条第2項</p>
<p>処 分 基 準</p>	<p>◎市長は、特定施設等の設置の届出があつた場合又は特定施設等の構造等の変更の届出があつた場合において、その届出に係る有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設が有害物質使用特定施設等に係る構造基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造、設備若しくは使用の方法に関する計画の変更又は特定施設等の設置の届出に係る有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができます。</p> <p>なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「構造基準に適合しないと認めるとき」に該当するかを示すことはできません。</p>
<p>設 定 年 月 日</p>	<p>平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）</p>
<p>備 考</p>	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

水質汚濁防止法

(計画変更命令等)

第八条 (略)

2 都道府県知事は、第五条の規定による届出があつた場合（同条第二項の規定による届出があつた場合を除く。）又は前条の規定による届出（第五条第一項第四号から第九号までに掲げる事項又は同条第三項第三号から第六号までに掲げる事項の変更に係るものに限る。）があつた場合において、その届出に係る有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設が第十二条の四の環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造、設備若しくは使用の方法に関する計画の変更（前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第五条第一項若しくは第三項の規定による届出に係る有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

(有害物質使用特定施設等に係る構造基準等の遵守義務)

第十二条の四 有害物質使用特定施設を設置している者（当該有害物質使用特定施設に係る特定事業場から特定地下浸透水を浸透させる者を除く。第十三条の三及び第十四条第五項において同じ。）又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について、有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準として環境省令で定める基準を遵守しなければならない。

(政令で定める市の長による事務の処理)

第二十八条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務（第四条の三第一項、第四条の五第一項及び第二項、第十四条の八第一項、第十四条の九第六項並びに第十六条第一項に規定する事務を除く。）の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市（特別区を含む。次項において同じ。）の長が行うこととすることができる。

水質汚濁防止法施行令

(政令で定める市の長による事務の処理)

第十条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長並びに福島市、市川市、松戸市、市原市、町田市、藤沢市及び徳島市の長（以下この条において「指定都市の長等」という。）が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。

(略)

水質汚濁防止法施行規則

(有害物質使用特定施設等に係る構造基準等)

第八条の二 法第十二条の四の環境省令で定める基準は、次条から第八条の七までに定めるとおりとする。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署：環境経済部環境政策課 No.017

処 分 名	特定施設の設置、構造等変更に係る改善措置命令
処 分 の 概 要	特定施設設置届出又は特定施設変更届出があつた場合において、その届出に係る特定施設が設置される指定地域内事業場について、当該指定地域内事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が総量規制基準に適合しないと認めるときは、当該指定地域内事業場における汚水又は廃液の処理の方法の改善その他必要な措置を採るべきことを命ずることができます。
根拠法令等・条項	水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第8条の2
処 分 基 準	<p>◎市長は、特定施設設置届出又は特定施設変更届出があつた場合において、その届出に係る特定施設が設置される指定地域内事業場について、当該指定地域内事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が総量規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、当該指定地域内事業場の設置者に対し、当該指定地域内事業場における汚水又は廃液の処理の方法の改善その他必要な措置を採るべきことを命ずることができます。</p> <p>なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「総量規制基準に適合しないと認めるとき」に該当するかを示すことはできません。</p>
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
備 考	

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

水質汚濁防止法

第八条の二 都道府県知事は、第五条第一項の規定による届出又は第七条の規定による届出（同項第四号又は第六号から第九号までに掲げる事項の変更に係るものに限る。）があつた場合において、その届出に係る特定施設が設置される指定地域内事業場（工場又は事業場で、当該特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となるものを含む。）について、当該指定地域内事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が総量規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、当該指定地域内事業場の設置者に対し、当該指定地域内事業場における汚水又は廃液の処理の方法の改善その他必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

（政令で定める市の長による事務の処理）

第二十八条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務（第四条の三第一項、第四条の五第一項及び第二項、第十四条の八第一項、第十四条の九第六項並びに第十六条第一項に規定する事務を除く。）の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市（特別区を含む。次項において同じ。）の長が行うこととすることができる。

水質汚濁防止法施行令

（政令で定める市の長による事務の処理）

第十条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長並びに福島市、市川市、松戸市、市原市、町田市、藤沢市及び徳島市の長（以下この条において「指定都市の長等」という。）が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。

（略）

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署：環境経済部環境政策課 No.018

処 分 名	特定施設の改善命令・一時停止命令及び改善措置命令
処 分 の 概 要	排出水を排出する者が、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排出水を排出するおそれがあると認めるときは、期限を定めて、特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は、特定施設の使用若しくは排出水の排出の一時停止を命ずることができます。また、汚濁負荷量が総量規制基準に適合しない排出水が排出されるおそれがあると認めるときは、期限を定めて、汚水又は廃液の処理の方法の改善等を命ずることができます。
根拠法令等・条項	水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第13条第1項、第3項
処 分 基 準	<p>◎市長は、排出水を排出する者が、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排出水を排出するおそれがあると認めるときは、期限を定めて、特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は、特定施設の使用若しくは排出水の排出の一時停止を命ずることができます。また、汚濁負荷量が総量規制基準に適合しない排出水が排出されるおそれがあると認めるときは、期限を定めて、汚水又は廃液の処理の方法の改善等を命ずることができます。</p> <p>なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が該当するかを示すことはできません。</p>
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

水質汚濁防止法

(改善命令等)

第十三条 都道府県知事は、排水水を排出する者が、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排水水を排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは排水水の排出の一時停止を命ずることができる。

2 第十二条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

3 都道府県知事は、その汚濁負荷量が総量規制基準に適合しない排水水が排出されるおそれがあると認めるときは、当該排水水に係る指定地域内事業場の設置者に対し、期限を定めて、当該指定地域内事業場における汚水又は廃液の処理の方法の改善その他必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

4 前項の規定は、第二条第二項若しくは第三項の施設を定める政令、第四条の二第一項の地域を定める政令又は第四条の五第一項の規模を定める環境省令の改正により新たに指定地域内事業場となつた工場又は事業場については、当該工場又は事業場が指定地域内事業場となつた日から六月間は、適用しない。

(政令で定める市の長による事務の処理)

第二十八条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務(第四条の三第一項、第四条の五第一項及び第二項、第十四条の八第一項、第十四条の九第六項並びに第十六条第一項に規定する事務を除く。)の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市(特別区を含む。次項において同じ。)の長が行うこととすることができる。

水質汚濁防止法施行令

(政令で定める市の長による事務の処理)

第十条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長並びに福島市、市川市、松戸市、市原市、町田市、藤沢市及び徳島市の長(以下この条において「指定都市の長等」という。)が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。

(略)

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部環境政策課 No.019

処 分 名	特定地下浸透水の改善命令及び一時停止命令
処 分 の 概 要	有害物質使用特定事業場から水を排出する者（特定地下浸透水を浸透させる者を含む）が、環境省令で定める要件に該当する特定地下浸透水を浸透させるおそれがあると認めるときは、期限を定めて特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは特定地下浸透水の浸透の一時停止を命ずることができます。
根拠法令等・条項	水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第13条の2第1項
処 分 基 準	<p>◎市長は、有害物質使用特定事業場から水を排出する者（特定地下浸透水を浸透させる者を含む）が、環境省令で定める要件に該当する特定地下浸透水を浸透させるおそれがあると認めるときは、期限を定めて特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは特定地下浸透水の浸透の一時停止を命ずることができます。</p> <p>環境省令で定める要件は、有害物質の種類ごとに環境大臣が定める方法により特定地下浸透水の有害物質による汚染状態を検定した場合において、当該有害物質が検出されることです。</p> <p>なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「環境省令で定める要件に該当する特定地下浸透水を浸透させるおそれがあると認めるとき」に該当するかを示すことはできません。</p>
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

水質汚濁防止法

第十三条の二 都道府県知事は、第十二条の三に規定する者が、第八条の環境省令で定める要件に該当する特定地下浸透水を浸透させるおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて特定施設（指定地域特定施設を除く。以下この条において同じ。）の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは特定地下浸透水の浸透の一時停止を命ずることができる。

2 前項の規定は、一の施設が特定施設となつた際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）の当該施設を設置している工場又は事業場から地下に浸透する水で当該施設に係る汚水等（これを処理したものを含む。）を含むものについては、当該施設が特定施設となつた日から六月間（当該施設が政令で定める施設である場合にあつては、一年間）は、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となつた際既にその水が特定地下浸透水であるとき、及びその者に適用されている地方公共団体の条例でその水について同項の規定に相当するものがあるとき（当該規定による命令に違反する行為に対する処罰規定がないときを除く。）は、この限りでない。

（政令で定める市の長による事務の処理）

第二十八条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務（第四条の三第一項、第四条の五第一項及び第二項、第十四条の八第一項、第十四条の九第六項並びに第十六条第一項に規定する事務を除く。）の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市（特別区を含む。次項において同じ。）の長が行うこととすることができる。

水質汚濁防止法施行令

（政令で定める市の長による事務の処理）

第十条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長並びに福島市、市川市、松戸市、市原市、町田市、藤沢市及び徳島市の長（以下この条において「指定都市の長等」という。）が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。

（略）

水質汚濁防止法施行規則

（有害物質を含むものとしての要件）

第六条の二 法第八条の環境省令で定める要件は、有害物質の種類ごとに環境大臣が定める方法により特定地下浸透水の有害物質による汚染状態を検定した場合において、当該有害物質が検出されることとする。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署：環境経済部環境政策課 No.020

処 分 名	有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の改善命令及び一時停止命令
処 分 の 概 要	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者が、有害物質使用特定施設等に係る構造基準等を遵守していないと認めるときは、期限を定めて当該有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造、設備若しくは使用の方法の改善を命じ、又は当該有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の使用の一時停止を命ずることができます。
根拠法令等・条項	水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第13条の3第1項
処 分 基 準	<p>◎市長は、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者が、有害物質使用特定施設等に係る構造基準等を遵守していないと認めるときは、期限を定めて当該有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造、設備若しくは使用の方法の改善を命じ、又は当該有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の使用の一時停止を命ずることができます。</p> <p>なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「有害物質使用特定施設等に係る構造基準等を遵守していないと認めるとき」に該当するかを示すことはできません。</p>
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

水質汚濁防止法

第十三条の三 都道府県知事は、有害物質使用特定施設を設置している者又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者が第十二条の四の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造、設備若しくは使用の方法の改善を命じ、又は当該有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の使用の一時停止を命ずることができる。

2 前項の規定は、第十二条の四の基準の適用の際現に有害物質使用特定施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）に係る当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設については、当該基準の適用の日から六月間（当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設が政令で定める施設である場合にあつては、一年間）は、適用しない。ただし、当該基準の適用の際その者に適用されている地方公共団体の条例の規定で同項の規定に相当するものがあるとき（当該規定による命令に違反する行為に対する処罰規定がないときを除く。）は、この限りでない。

（有害物質使用特定施設等に係る構造基準等の遵守義務）

第十二条の四 有害物質使用特定施設を設置している者（当該有害物質使用特定施設に係る特定事業場から特定地下浸透水を浸透させる者を除く。第十三条の三及び第十四条第五項において同じ。）又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について、有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準として環境省令で定める基準を遵守しなければならない。

（政令で定める市の長による事務の処理）

第二十八条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務（第四条の三第一項、第四条の五第一項及び第二項、第十四条の八第一項、第十四条の九第六項並びに第十六条第一項に規定する事務を除く。）の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市（特別区を含む。次項において同じ。）の長が行うこととすることができる。

水質汚濁防止法施行令

（政令で定める市の長による事務の処理）

第十条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長並びに福島市、市川市、松戸市、市原市、町田市、藤沢市及び徳島市の長（以下この条において「指定都市の長等」という。）が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。

(略)

水質汚濁防止法施行規則

(有害物質使用特定施設等に係る構造基準等)

第八条の二 法第十二条の四の環境省令で定める基準は、次条から第八条の七までに定めるとおりとする。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署：環境経済部環境政策課 No.021

処 分 名	事故時の応急措置命令
処 分 の 概 要	特定事業場の設置者、指定事業場の設置者、貯油事業場等の設置者が当該事業場等において事故時等に、それぞれ法に規定する応急の措置を講じていないと認めるとき、これらの設置者に対し、それぞれの規定に定める応急の措置を講ずべきことを命ずることができます。
根拠法令等・条項	水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第14条の2第4項
処 分 基 準	<p>◎市長は、特定事業場の設置者、指定事業場の設置者、貯油事業場等の設置者が当該事業場等において事故時等に、それぞれ法第十四条の二第1項、第2項、第3項に規定する応急の措置を講じていないと認めるとき、これらの設置者に対し、それぞれの規定に定める応急の措置を講ずべきことを命ずることができます。</p> <p>なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「応急の措置を講じていないと認めるとき」に該当するかを示すことはできません。</p>
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
備 考	

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

水質汚濁防止法

(事故時の措置)

第十四条の二 特定事業場の設置者は、当該特定事業場において、特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質を含む水若しくはその汚染状態が第二条第二項第二号に規定する項目について排水基準に適合しないおそれがある水が当該特定事業場から公共用水域に排出され、又は有害物質を含む水が当該特定事業場から地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質を含む水若しくは当該排水基準に適合しないおそれがある水の排出又は有害物質を含む水の浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。

2 指定施設を設置する工場又は事業場（以下この条において「指定事業場」という。）の設置者は、当該指定事業場において、指定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又は指定物質を含む水が当該指定事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質又は指定物質を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。

3 貯油施設等を設置する工場又は事業場（以下この条において「貯油事業場等」という。）の設置者は、当該貯油事業場等において、貯油施設等の破損その他の事故が発生し、油を含む水が当該貯油事業場等から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。

4 都道府県知事は、特定事業場の設置者、指定事業場の設置者又は貯油事業場等の設置者が前三項の応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、これらの規定に定める応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

(政令で定める市の長による事務の処理)

第二十八条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務（第四条の三第一項、第四条の五第一項及び第二項、第十四条の八第一項、第十四条の九第六項並びに第十六条第一項に規定する事務を除く。）の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市（特別区を含む。次項において同じ。）の長が行うこととすることができる。

水質汚濁防止法施行令

(政令で定める市の長による事務の処理)

第十条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、次に掲

げるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長並びに福島市、市川市、松戸市、市原市、町田市、藤沢市及び徳島市の長（以下この条において「指定都市の長等」という。）が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。

（略）

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署：環境経済部環境政策課 No.022

処 分 名	地下水の水質浄化措置命令
処 分 の 概 要	特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるとき、環境省令で定めるところにより、その被害を防止するため必要な限度において、当該特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者及び同項の浸透があった時において当該特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者であった者に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質の浄化のための措置をとることを命ずることができます。
根拠法令等・条項	水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第14条の3第1項、第2項
処 分 基 準	<p>◎市長は、特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるとき、環境省令で定めるところにより、その被害を防止するため必要な限度において、当該特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者及び同項の浸透があった時において当該特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者であった者に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質の浄化のための措置をとることを命ずることができます。</p> <p>なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるとき」に該当するかを示すことはできません。</p>
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

水質汚濁防止法

(地下水の水質の浄化に係る措置命令等)

第十四条の三 都道府県知事は、特定事業場又は有害物質貯蔵指定施設を設置する工場若しくは事業場（以下この条及び第二十二條第一項において「有害物質貯蔵指定事業場」という。）において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があつたことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、環境省令で定めるところにより、その被害を防止するため必要な限度において、当該特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質の浄化のための措置をとることを命ずることができる。ただし、その者が、当該浸透があつた時において当該特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者であつた者と異なる場合は、この限りでない。

2 前項本文に規定する場合において、都道府県知事は、同項の浸透があつた時において当該特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者であつた者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）に対しても、同項の措置をとることを命ずることができる。

3 特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者（特定事業場若しくは有害物質貯蔵指定事業場又はそれらの敷地を譲り受け、若しくは借り受け、又は相続、合併若しくは分割により取得した者を含む。）は、当該特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場について前項の規定による命令があつたときは、当該命令に係る措置に協力しなければならない。

(政令で定める市の長による事務の処理)

第二十八条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務（第四条の三第一項、第四条の五第一項及び第二項、第十四条の八第一項、第十四条の九第六項並びに第十六条第一項に規定する事務を除く。）の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市（特別区を含む。次項において同じ。）の長が行うこととすることができる。

水質汚濁防止法施行令

(政令で定める市の長による事務の処理)

第十条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長並びに福島市、市川市、松戸市、市原市、町田市、藤沢市及び徳島市の長（以下この条において「指定都市の長等」という。）が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。

(略)

水質汚濁防止法施行規則

(地下水の水質の浄化に係る措置命令等)

第九条の三 法第十四条の三第一項又は第二項の命令は、地下水の水質の汚濁の原因となる有害物質を含む水の地下への浸透があつた特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者又は設置者であつた者及び当該浸透があつたことにより地下水の流動の状況等を勘案してその水質の浄化のための措置が必要と認められる地下水の範囲を定めて行うものとする。

(略)

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部環境政策課 No.023

処 分 名	緊急時の措置命令
処 分 の 概 要	市の区域に属する公共用水域の一部の区域について、異常な濁水その他これに準ずる事由により公共用水域の水質の汚濁が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合として政令で定める場合に該当する事態が発生したとき、環境省令で定めるところにより、その事態が発生した当該一部の区域に排出水を排出する者に対し、期間を定めて、排出水の量の減少その他必要な措置をとるべきことを命ずることができます。
根拠法令等・条項	水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第18条
処 分 基 準	<p>◎市長は、市の区域に属する公共用水域の一部の区域について、異常な濁水その他これに準ずる事由により公共用水域の水質の汚濁が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合として政令で定める場合に該当する事態が発生したとき、環境省令で定めるところにより、その事態が発生した当該一部の区域に排出水を排出する者に対し、期間を定めて、排出水の量の減少その他必要な措置をとるべきことを命ずることができます。</p> <p>なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合」に該当するかを示すことはできません。</p>
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

水質汚濁防止法

(緊急時の措置)

第十八条 都道府県知事は、当該都道府県の区域に属する公共用水域の一部の区域について、異常な濁水その他これに準ずる事由により公共用水域の水質の汚濁が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合として政令で定める場合に該当する事態が発生したときは、その事態を一般に周知させるとともに、環境省令で定めるところにより、その事態が発生した当該一部の区域に排水を排出する者に対し、期間を定めて、排水の量の減少その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(政令で定める市の長による事務の処理)

第二十八条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務(第四条の三第一項、第四条の五第一項及び第二項、第十四条の八第一項、第十四条の九第六項並びに第十六条第一項に規定する事務を除く。)の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市(特別区を含む。次項において同じ。)の長が行うこととすることができる。

水質汚濁防止法施行令

(緊急時)

第六条 法第十八条の政令で定める場合は、同条に規定する区域について、異常な濁水、潮流の変化その他これに準ずる自然的条件の変化により、公共用水域の水質の汚濁が水質環境基準において定められた水質の汚濁の程度の二倍に相当する程度(第二条各号に掲げる物質による水質の汚濁にあつては、当該物質に係る水質環境基準において定められた水質の汚濁の程度に相当する程度)をこえる状態が生じ、かつ、その状態が相当日数継続すると認められる場合とする。

(政令で定める市の長による事務の処理)

第十条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長並びに福島市、市川市、松戸市、市原市、町田市、藤沢市及び徳島市の長(以下この条において「指定都市の長等」という。)が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。

(略)

水質汚濁防止法施行規則

(緊急時の措置)

第十条 法第十八条の規定による命令は、とるべき措置の内容その他必要な事項を記載した文書により行なうものとする。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署：環境経済部環境政策課 No.024

処 分 名	法第3条第1項ただし書きの確認をしない場合
処 分 の 概 要	有害物質使用特定施設が廃止された土地における土壌汚染状況調査の猶予の申請がされた場合に、当該土地について予定されている利用の方法からみて土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがあると認める場合は、当該確認をしません。
根拠法令等・条項	土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第1項
処 分 基 準	<p>◎市長は、有害物質使用特定施設が廃止された土地における土壌汚染状況調査の猶予の申請がされた場合に、環境省令に定めるいずれの基準にも該当せず、当該土地について予定されている利用の方法からみて土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがあると認める場合は、当該確認をしません。</p> <p>なお、不利益処分をするかどうか等の判断基準が法令の定めに具体的に規定され尽くされているため、処分基準は設定しません。</p>
設 定 年 月 日	平成31年4月1日（最終改正：令和5年4月1日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

土壌汚染対策法

（使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査）

第三条 使用が廃止された有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第二項に規定する特定施設（第三項において単に「特定施設」という。）であって、同条第二項第一号に規定する物質（特定有害物質であるものに限る。）をその施設において製造し、使用し、又は処理するものをいう。以下同じ。）に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）であって、当該有害物質使用特定施設を設置していたもの又は第三項の規定により都道府県知事から通知を受けたものは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、環境大臣又は都道府県知事が指定する者に環境省令で定める方法により調査させて、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、環境省令で定めるところにより、当該土地について予定されている利用の方法からみて土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の都道府県知事の確認を受けたときは、この限りでない。

（略）

土壌汚染対策法施行規則

（人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認）

第十六条 法第三条第一項ただし書の確認を受けようとする土地の所有者等は、次に掲げる事項を記載した様式第三による申請書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 工場又は事業場の名称及び当該工場又は事業場の敷地であった土地の所在地

三 使用が廃止された有害物質使用特定施設の種類、設置場所及び廃止年月日並びに当該有害物質使用特定施設において製造され、使用され、又は処理されていた特定有害物質の種類

四 確認を受けようとする土地の場所

五 確認を受けようとする土地について予定されている利用の方法

2 前項の申請書には、法第三条第一項本文に規定する工場又は事業場の敷地であった土地及び同項ただし書の確認を受けようとする土地の場所を明らかにした図面を添付しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の申請に係る同項第四号の土地の場所が次のいずれかに該当することが確実であると認められる場合に限り、当該土地の場所について、法第三条第一項ただし書の確認をするものとする。

一 工場又は事業場（当該有害物質使用特定施設を設置していたもの又は当該工場若しくは事業場に係る事業に従事する者その他の関係者以外

の者が立ち入ることができないものに限る。)の敷地として利用されること。

二 当該有害物質使用特定施設を設置していた小規模な工場又は事業場において、事業の用に供されている建築物と当該工場又は事業場の設置者(その者が法人である場合にあっては、その代表者)の居住の用に供されている建築物とが同一のものであり、又は近接して設置されており、かつ、当該居住の用に供されている建築物が引き続き当該設置者の居住の用に供される場合において、当該居住の用に供されている建築物の敷地(これと一体として管理される土地を含む。)として利用されること。

三 鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第二条第二項本文に規定する鉱山(以下この号において「鉱山」という。)若しくは同項ただし書に規定する附属施設の敷地又は鉱山の敷地であった土地(鉱業権の消滅後五年以内であるもの又は同法第三十九条第一項の命令に基づき土壌の特定有害物質による汚染による鉱害を防止するために必要な設備がされているものに限る。)(第二十一条の四第二号及び第二十五条第四号において「鉱山関係の土地」という。)であること。

4 法第三条第一項ただし書の確認を受けた土地の所有者等が当該確認に係る土地に関する権利を譲渡し、又は当該土地の所有者等について相続、合併若しくは分割(当該確認に係る土地に関する権利を承継させるものに限る。)があったときは、その権利を譲り受けた者又は相続人、合併若しくは分割後存続する法人若しくは合併若しくは分割により設立した法人は、当該土地の所有者等の地位を承継する。

5 前項の規定により土地の所有者等の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を様式第四の届出書により都道府県知事に届け出なければならない。

■関連法令

ア 土壤汚染対策法第2条第1項及び土壤汚染対策法施行令第1条(特定有害物質の定義)

イ 土壤汚染対策法第3条第1項本文及び土壤汚染対策法施行規則第1条(使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査)

ウ 土壤汚染対策法第3条第3項、土壤汚染対策法施行規則第17条及び第18条(有害物質使用特定施設の使用の廃止等の通知)

エ 土壤汚染対策法施行令第10条(政令で定める市の長による事務の処理)

オ 水質汚濁防止法第2条第2項及び水質汚濁防止法施行令第1条(特定施設の定義)

■解釈文書等

ア 平成31年3月1日付け環水大土発第1903015号環境省水・大気環

境局長通知「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」

イ 平成 15 年 5 月 14 日環水土発第 030514001 号環境省環境管理局水環境部土壤環境課長通知「土壤汚染対策法第 3 条第 1 項の土壤汚染状況調査について」

ウ 土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第 3.1 版）（環境省）

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部環境政策課 No.025

処 分 名	有害物質使用特定施設の使用が廃止された旨の通知
処 分 の 概 要	<p>有害物質使用特定施設の使用の廃止をした場合において、当該有害物質使用特定施設を設置していた者以外に当該土地所有者等があるときは、その者に対し当該施設の使用が廃止された旨を通知します。</p> <p>通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して120日以内に、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、指定調査機関に調査させて、市に報告する義務があります。</p>
根拠法令等・条項	土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第3項
処 分 基 準	<p>◎市長は、水質汚濁防止法第十条の規定による特定施設（有害物質使用特定施設であるものに限る。）の使用の廃止の届出を受けた場合その他有害物質使用特定施設の使用が廃止されたことを知った場合において、当該有害物質使用特定施設を設置していた者以外に当該土地の所有者等があるときは、環境省令で定めるところにより、当該土地の所有者等に対し、当該有害物質使用特定施設の使用が廃止された旨その他の環境省令で定める事項を通知します。</p> <p>通知を受けた者は、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、環境大臣又は都道府県知事が指定する者に環境省令で定める方法により調査させて、その結果を市長に報告する必要があります。</p> <p>なお、不利益処分をするかどうか等の判断基準が法令の定めに具体的に規定され尽くされているため、処分基準は設定しません。</p>
設 定 年 月 日	平成27年4月1日（最終改正：令和5年4月1日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

土壌汚染対策法

（使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査）

第三条 使用が廃止された有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第二項に規定する特定施設（第三項において単に「特定施設」という。）であって、同条第二項第一号に規定する物質（特定有害物質であるものに限る。）をその施設において製造し、使用し、又は処理するものをいう。以下同じ。）に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）であって、当該有害物質使用特定施設を設置していたもの又は第三項の規定により都道府県知事から通知を受けたものは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、環境大臣又は都道府県知事が指定する者に環境省令で定める方法により調査させて、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、環境省令で定めるところにより、当該土地について予定されている利用の方法からみて土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の都道府県知事の確認を受けたときは、この限りでない。

2 前項の指定は、二以上の都道府県の区域において土壌汚染状況調査及び第十六条第一項の調査（以下「土壌汚染状況調査等」という。）を行おうとする者を指定する場合にあっては環境大臣が、一の都道府県の区域において土壌汚染状況調査等を行おうとする者を指定する場合にあっては都道府県知事がするものとする。

3 都道府県知事は、水質汚濁防止法第十条の規定による特定施設（有害物質使用特定施設であるものに限る。）の使用の廃止の届出を受けた場合その他有害物質使用特定施設の使用が廃止されたことを知った場合において、当該有害物質使用特定施設を設置していた者以外に当該土地の所有者等があるときは、環境省令で定めるところにより、当該土地の所有者等に対し、当該有害物質使用特定施設の使用が廃止された旨その他の環境省令で定める事項を通知するものとする。

4 都道府県知事は、第一項に規定する者が同項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、政令で定めるところにより、その者に対し、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

5 第一項ただし書の確認を受けた者は、当該確認に係る土地の利用の方法の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

6 都道府県知事は、前項の届出を受けた場合において、当該変更後の土地の利用の方法からみて土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがないと認められないときは、当該確認を取り消すものとする。

7 第一項ただし書の確認に係る土地の所有者等は、当該確認に係る土地について、土地の掘削その他の土地の形質の変更（以下「土地の形質の変更」という。）をし、又はさせるときは、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの

二 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

8 都道府県知事は、前項の規定による届出を受けた場合は、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、第一項の環境大臣又は都道府県知事が指定する者（以下「指定調査機関」という。）に同項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を都道府県知事に報告すべき旨を命ずるものとする。

■関連法令

ア 土壌汚染対策法第2条第1項及び土壌汚染対策法施行令第1条（特定有害物質の定義）

イ 土壌汚染対策法第3条第1項本文及び土壌汚染対策法施行規則第1条（使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査の結果の報告）

ウ 土壌汚染対策法施行令第10条（政令で定める市の長による事務の処理）

エ 土壌汚染対策法施行規則第2条ないし第15条（土壌汚染状況調査の方法）

オ 土壌汚染対策法施行規則第17条及び第18条（有害物質使用特定施設の使用の廃止等の通知）

カ 水質汚濁防止法第2条第2項及び水質汚濁防止法施行令第1条（特定施設の定義）

キ 水質汚濁防止法第10条（特定施設の使用廃止の届出）

■解釈文書等

ア 平成31年3月1日付け環水大土発第1903015号環境省水・大気環境局長通知「土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について」

イ 平成15年5月14日環水土発第030514001号環境省環境管理局水環境部土壌環境課長通知「土壌汚染対策法第3条第1項の土壌汚染状況調査について」

ウ 土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第3.1版）（環境省）

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署：環境経済部環境政策課 No.026

処 分 名	土壌汚染状況調査に係る報告又は報告内容の是正命令
処 分 の 概 要	使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者、管理者又は占有者であって、当該有害物質使用特定施設を設置していたもの又は市長から通知を受けたものが土壌汚染状況調査の報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、政令で定めるところにより、その者に対し、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができます。
根拠法令等・条項	土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第4項
処 分 基 準	<p>◎市長は、使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者、管理者又は占有者であって、当該有害物質使用特定施設を設置していたもの又は市長から通知を受けたものが土壌汚染状況調査の報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、政令で定めるところにより、その者に対し、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができます。</p> <p>なお、不利益処分をするかどうか等の判断基準が法令の定めにより具体的に規定され尽くされているため、処分基準は設定しません。</p>
設 定 年 月 日	平成26年4月1日（最終改正：令和5年4月1日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

土壌汚染対策法

（使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査）

第三条 使用が廃止された有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第二項に規定する特定施設（第三項において単に「特定施設」という。）であって、同条第二項第一号に規定する物質（特定有害物質であるものに限る。）をその施設において製造し、使用し、又は処理するものをいう。以下同じ。）に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）であって、当該有害物質使用特定施設を設置していたもの又は第三項の規定により都道府県知事から通知を受けたものは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、環境大臣又は都道府県知事が指定する者に環境省令で定める方法により調査させて、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、環境省令で定めるところにより、当該土地について予定されている利用の方法からみて土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の都道府県知事の確認を受けたときは、この限りでない。

2 前項の指定は、二以上の都道府県の区域において土壌汚染状況調査及び第十六条第一項の調査（以下「土壌汚染状況調査等」という。）を行おうとする者を指定する場合にあっては環境大臣が、一の都道府県の区域において土壌汚染状況調査等を行おうとする者を指定する場合にあっては都道府県知事がするものとする。

3 都道府県知事は、水質汚濁防止法第十条の規定による特定施設（有害物質使用特定施設であるものに限る。）の使用の廃止の届出を受けた場合その他有害物質使用特定施設の使用が廃止されたことを知った場合において、当該有害物質使用特定施設を設置していた者以外に当該土地の所有者等があるときは、環境省令で定めるところにより、当該土地の所有者等に対し、当該有害物質使用特定施設の使用が廃止された旨その他の環境省令で定める事項を通知するものとする。

4 都道府県知事は、第一項に規定する者が同項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、政令で定めるところにより、その者に対し、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

5 第一項ただし書の確認を受けた者は、当該確認に係る土地の利用の方法の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

6 都道府県知事は、前項の届出を受けた場合において、当該変更後の土地の利用の方法からみて土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがないと認められないときは、当該確認を取り消すものとする。

7 第一項ただし書の確認に係る土地の所有者等は、当該確認に係る土地について、土地の掘削その他の土地の形質の変更（以下「土地の形質の変更」という。）をし、又はさせるときは、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの

二 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

8 都道府県知事は、前項の規定による届出を受けた場合は、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、第一項の環境大臣又は都道府県知事が指定する者（以下「指定調査機関」という。）に同項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を都道府県知事に報告すべき旨を命ずるものとする。

■関連法令

ア 土壤汚染対策法第2条第1項及び土壤汚染対策法施行令第1条（特定有害物質の定義）

イ 土壤汚染対策法第3条第1項本文及び土壤汚染対策法施行規則第1条（使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査）

ウ 土壤汚染対策法第3条第3項、土壤汚染対策法施行規則第17条及び第18条（有害物質使用特定施設の使用の廃止等の通知）

エ 土壤汚染対策法第5章（指定調査機関）及び第6章（指定支援法人）

オ 土壤汚染対策法施行令第2条（土壤汚染状況調査の結果の報告を行うべき旨又はその報告の内容を是正すべき旨の命令）

カ 土壤汚染対策法施行令第10条（政令で定める市の長による事務の処理）

キ 土壤汚染対策法施行規則第2条ないし第15条（土壤汚染状況調査の方法）

ク 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（平成14年環境省令第23号）

ケ 水質汚濁防止法第2条第2項及び水質汚濁防止法施行令第1条（特定施設の定義）

コ 水質汚濁防止法第10条（特定施設の使用廃止の届出）

■解釈文書等

ア 平成31年3月1日付け環水大土発第1903015号環境省水・大気環境局長通知「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」

イ 平成15年5月14日環水土発第030514001号環境省環境管理局水

環境部土壤環境課長通知「土壤汚染対策法第3条第1項の土壤汚染状況調査について」

ウ 平成24年8月17日付け環水大土発第100319002号環境省水・大気環境局土壤環境課長通知「土壤汚染状況調査における地歴調査について」

エ 土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第3.1版）（環境省）

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署：環境経済部環境政策課 No.027

処 分 名	使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る土地の調査義務の一時的免除の確認の取消し
処 分 の 概 要	使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査義務の一時的免除の市長の確認を受けた者より、当該確認に係る土地の利用の方法の変更の届出を受けた場合において、当該変更後の土地の利用の方法からみて土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがないと認められないときは、当該確認の取り消しを行います。
根拠法令等・条項	土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第6項
処 分 基 準	<p>◎市長は、使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査義務の一時的免除の市長の確認を受けた者より、当該確認に係る土地の利用の方法の変更の届出を受けた場合において、当該変更後の土地の利用の方法からみて土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがないと認められないときは、当該確認の取り消しを行います。</p> <p>なお、不利益処分をするかどうか等の判断基準が法令の定めに具体的に規定され尽くされているため、処分基準は設定しません。</p>
設 定 年 月 日	平成28年4月1日（最終改正：平成31年4月1日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

土壌汚染対策法

（使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査）

第三条 使用が廃止された有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第二項に規定する特定施設（第三項において単に「特定施設」という。）であって、同条第二項第一号に規定する物質（特定有害物質であるものに限る。）をその施設において製造し、使用し、又は処理するものをいう。以下同じ。）に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）であって、当該有害物質使用特定施設を設置していたもの又は第三項の規定により都道府県知事から通知を受けたものは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、環境大臣又は都道府県知事が指定する者に環境省令で定める方法により調査させて、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、環境省令で定めるところにより、当該土地について予定されている利用の方法からみて土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の都道府県知事の確認を受けたときは、この限りでない。

2 前項の指定は、二以上の都道府県の区域において土壌汚染状況調査及び第十六条第一項の調査（以下「土壌汚染状況調査等」という。）を行おうとする者を指定する場合にあっては環境大臣が、一の都道府県の区域において土壌汚染状況調査等を行おうとする者を指定する場合にあっては都道府県知事がするものとする。

3 都道府県知事は、水質汚濁防止法第十条の規定による特定施設（有害物質使用特定施設であるものに限る。）の使用の廃止の届出を受けた場合その他有害物質使用特定施設の使用が廃止されたことを知った場合において、当該有害物質使用特定施設を設置していた者以外に当該土地の所有者等があるときは、環境省令で定めるところにより、当該土地の所有者等に対し、当該有害物質使用特定施設の使用が廃止された旨その他の環境省令で定める事項を通知するものとする。

4 都道府県知事は、第一項に規定する者が同項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、政令で定めるところにより、その者に対し、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

5 第一項ただし書の確認を受けた者は、当該確認に係る土地の利用の方法の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

6 都道府県知事は、前項の届出を受けた場合において、当該変更後の土地の利用の方法からみて土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがないと認められないときは、当該確認を取り消すものとする。

7 第一項ただし書の確認に係る土地の所有者等は、当該確認に係る土地について、土地の掘削その他の土地の形質の変更（以下「土地の形質の変更」という。）をし、又はさせるときは、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの

二 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

8 都道府県知事は、前項の規定による届出を受けた場合は、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、第一項の環境大臣又は都道府県知事が指定する者（以下「指定調査機関」という。）に同項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を都道府県知事に報告すべき旨を命ずるものとする。

■関連法令

ア 土壤汚染対策法第3条第1項本文及び土壤汚染対策法施行規則第1条（使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査の結果の報告）

イ 土壤汚染対策法第3条第1項ただし書及び土壤汚染対策法施行規則第16条（調査義務の一時的免除の確認）

ウ 土壤汚染対策法第3条第5項及び土壤汚染対策法施行規則第19条（法第3条第1項ただし書の確認に係る土地の利用の方法の変更の届出）

エ 土壤汚染対策法施行令第10条（政令で定める市の長による事務の処理）

オ 土壤汚染対策法施行規則第20条（法第3条第1項ただし書の確認の取消しを行う場所）

カ 土壤汚染対策法施行規則第21条（法第3条第1項ただし書の確認の取消しの通知）

■解釈文書等

ア 平成31年3月1日付け環水大土発第1903015号環境省水・大気環境局長通知「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」

イ 平成15年5月14日環水土発第030514001号環境省環境管理局水環境部土壌環境課長通知「土壤汚染対策法第3条第1項の土壌汚染状況調査について」

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部環境政策課 No.028

処 分 名	法第3条第1項ただし書きの土地での調査及び報告命令
処 分 の 概 要	土壌汚染状況調査を猶予している土地において、土地の形質の変更の届出を受けた場合に、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、環境省令で定める方法により指定調査機関に調査させ、その結果を報告すべき旨を命じます。
根拠法令等・条項	土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第8項
処 分 基 準	◎市長は、土壌汚染状況調査を猶予している土地において、土地の形質の変更の届出を受けた場合に、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、環境省令で定める方法により指定調査機関に調査させ、その結果を報告すべき旨を命じます。 なお、不利益処分をするかどうか等の判断基準が法令の定めにより具体的に規定され尽くされているため、処分基準は設定しません。
設 定 年 月 日	平成31年4月1日（最終改正：令和5年4月1日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

土壌汚染対策法

（使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査）

第三条 使用が廃止された有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第二項に規定する特定施設（第三項において単に「特定施設」という。）であって、同条第二項第一号に規定する物質（特定有害物質であるものに限る。）をその施設において製造し、使用し、又は処理するものをいう。以下同じ。）に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）であって、当該有害物質使用特定施設を設置していたもの又は第三項の規定により都道府県知事から通知を受けたものは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、環境大臣又は都道府県知事が指定する者に環境省令で定める方法により調査させて、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、環境省令で定めるところにより、当該土地について予定されている利用の方法からみて土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の都道府県知事の確認を受けたときは、この限りでない。

2 前項の指定は、二以上の都道府県の区域において土壌汚染状況調査及び第十六条第一項の調査（以下「土壌汚染状況調査等」という。）を行おうとする者を指定する場合にあっては環境大臣が、一の都道府県の区域において土壌汚染状況調査等を行おうとする者を指定する場合にあっては都道府県知事がするものとする。

3 都道府県知事は、水質汚濁防止法第十条の規定による特定施設（有害物質使用特定施設であるものに限る。）の使用の廃止の届出を受けた場合その他有害物質使用特定施設の使用が廃止されたことを知った場合において、当該有害物質使用特定施設を設置していた者以外に当該土地の所有者等があるときは、環境省令で定めるところにより、当該土地の所有者等に対し、当該有害物質使用特定施設の使用が廃止された旨その他の環境省令で定める事項を通知するものとする。

4 都道府県知事は、第一項に規定する者が同項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、政令で定めるところにより、その者に対し、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

5 第一項ただし書の確認を受けた者は、当該確認に係る土地の利用の方法の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

6 都道府県知事は、前項の届出を受けた場合において、当該変更後の土地の利用の方法からみて土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがないと認められないときは、当該確認を取り消すものとする。

7 第一項ただし書の確認に係る土地の所有者等は、当該確認に係る土地について、土地の掘削その他の土地の形質の変更（以下「土地の形質の変更」という。）をし、又はさせるときは、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの

二 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

8 都道府県知事は、前項の規定による届出を受けた場合は、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、第一項の環境大臣又は都道府県知事が指定する者（以下「指定調査機関」という。）に同項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を都道府県知事に報告すべき旨を命ずるものとする。

■関連法令

ア 土壤汚染対策法第2条第1項及び土壤汚染対策法施行令第1条（特定有害物質の定義）

イ 土壤汚染対策法第3条第1項本文及び土壤汚染対策法施行規則第1条（使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査）

ウ 土壤汚染対策法第3条第3項、土壤汚染対策法施行規則第17条及び第18条（有害物質使用特定施設の使用の廃止等の通知）

エ 土壤汚染対策法第5章（指定調査機関）

オ 土壤汚染対策法施行令第10条（政令で定める市の長による事務の処理）

カ 土壤汚染対策法施行規則第2条から第15条（土壤汚染状況調査の方法）

キ 土壤汚染対策法施行規則第21条の5（法第三条第一項ただし書の確認に係る土地における土壤汚染状況調査の命令）

ク 土壤汚染対策法施行規則第21条の6（法第三条第八項の命令に係る報告）

ケ 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（平成14年環境省令第23号）

コ 水質汚濁防止法第2条第2項及び水質汚濁防止法施行令第1条（特定施設の定義）

■解釈文書等

ア 平成31年3月1日付け環水大土発第1903015号環境省水・大気環境局長通知「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」

イ 平成 15 年 5 月 14 日環水土発第 030514001 号環境省環境管理局水環境部土壤環境課長通知「土壤汚染対策法第 3 条第 1 項の土壤汚染状況調査について」

ウ 平成 24 年 8 月 17 日付け環水大土発第 100319002 号環境省水・大気環境局土壤環境課長通知「土壤汚染状況調査における地歴調査について」

エ 土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第 3.1 版）（環境省）

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部環境政策課 No.029

処 分 名	土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査及び結果報告の命令
処 分 の 概 要	土地の形質の変更の届出を受けた場合において、当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして環境省令で定める基準に該当すると認めるときは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、指定調査機関に調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができます。ただし、土地の形質の変更の届出に併せて、土壌汚染状況調査の結果の提出があった場合を除きます。
根拠法令等・条項	土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第4条第3項
処 分 基 準	<p>◎市長は、土地の形質の変更の届出を受けた場合において、当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして環境省令で定める基準に該当すると認めるときは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、環境大臣又は都道府県知事が指定する者に環境省令で定める方法により調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができます。ただし、土地の形質の変更の届出に併せて、土壌汚染状況調査の結果の提出があった場合を除きます。</p> <p>なお、不利益処分をするかどうか等の判断基準が法令の定めに具体的に規定され尽くされているため、処分基準は設定しません。</p>
設 定 年 月 日	平成26年4月1日（最終改正：令和5年4月1日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

土壌汚染対策法

(土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査)

第四条 土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積が環境省令で定める規模以上のものをしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 前条第一項ただし書の確認に係る土地についての土地の形質の変更
- 二 軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの
- 三 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

2 前項に規定する者は、環境省令で定めるところにより、当該土地の所有者等の全員の同意を得て、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、指定調査機関に前条第一項の環境省令で定める方法により調査させて、前項の規定による土地の形質の変更の届出に併せて、その結果を都道府県知事に提出することができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定による土地の形質の変更の届出を受けた場合において、当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして環境省令で定める基準に該当すると認めるときは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、指定調査機関に前条第一項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができる。ただし、前項の規定により当該土地の土壌汚染状況調査の結果の提出があった場合は、この限りでない。

■関連法令

ア 土壌汚染対策法第2条第1項及び土壌汚染対策法施行令第1条（特定有害物質の定義）

イ 土壌汚染対策法第3条第1項本文及び土壌汚染対策法施行規則第2条ないし第15条（土壌汚染状況調査の方法）

ウ 土壌汚染対策法第4条第1項及び第2項（一定の規模以上の土地の形質の変更の届出）

エ 土壌汚染対策法第6条第1項第1号（区域の指定に係る基準）

オ 土壌汚染対策法第5章（指定調査機関）及び第6章（指定支援法人）

カ 土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成21年4月24日法律第23号）附則第3条（一定の規模以上の面積の土地の形質の変更の届出に関する経過措置）

キ 土壌汚染対策法施行令第10条（政令で定める市の長による事務の処理）

ク 土壌汚染対策法施行規則第22条（土地の形質の変更の届出の対象となる土地の規模）

- ケ 土壤汚染対策法施行規則第 23 条ないし第 25 条（土地の形質の変更の届出）
- コ 土壤汚染対策法施行規則第 25 条の 2（土壤汚染状況調査の結果の提出に係る土地の所有者等の同意）
- サ 土壤汚染対策法施行規則第 25 条の 3（調査の結果の提出）
- シ 土壤汚染対策法施行規則第 26 条（特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地の基準）
- ス 土壤汚染対策法施行規則第 27 条（特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地に係る土壤汚染状況調査の命令）
- セ 土壤汚染対策法施行規則第 31 条第 1 項及び別表第 4（土壤溶出量基準）
- ソ 土壤汚染対策法施行規則第 31 条第 2 項及び別表第 5（土壤含有量基準）
- タ 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（平成 14 年環境省令第 23 号）
- チ 平成 15 年環境省告示第 16 号（土壤ガス調査に係る採取及び測定の方法を定める件）
- ツ 平成 15 年環境省告示第 17 号（地下水に含まれる調査対象物質の量の測定方法を定める件）
- テ 平成 15 年環境省告示第 18 号（土壤溶出量調査に係る測定方法を定める件）
- ト 平成 15 年環境省告示第 19 号（土壤含有量調査に係る測定方法を定める件）
- ナ 計量法

■ 解釈文書等

- ア 平成 31 年 3 月 1 日付け環水大土発第 1903015 号環境省水・大気環境局長通知「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」
- イ 平成 24 年 8 月 17 日付け環水大土発第 100319002 号環境省水・大気環境局土壤環境課長通知「土壤汚染状況調査における地歴調査について」
- ウ 土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第 3.1 版）（環境省）

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部環境政策課 No.030

処 分 名	土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地の調査及び結果報告の命令
処 分 の 概 要	特定有害物質により人の健康に係る被害が生ずるおそれがあるものとして、土壌汚染が存在する蓋然性が相当高く、かつ、汚染土壌に対する人の暴露の可能性がある土地があると認めるときは、当該土地の土壌汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、調査の実施及び調査結果の報告を行うよう調査命令を行います。
根拠法令等・条項	土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第5条第1項
処 分 基 準	<p>◎市長は、次のイ、ロ、ハのいずれかに該当し、かつ、汚染の除去等の措置の実施に関する技術的基準に適合する措置が講じられていない土地に調査命令を行います。</p> <p>イ 当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が溶出量基準に適合しないことが明らかであり、当該土壌の特定有害物質による汚染に起因して地下水基準を超える地下水の水質汚濁が生じ、又は生ずることが確実であると認められ、かつ、地下水の流動状況等からみて地下水汚染が拡大する一定の範囲に人が地下水を摂取する地点が存在すること。</p> <p>ロ 当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が溶出量基準に適合しないおそれがあり、当該土壌の特定有害物質による汚染に起因して地下水基準を超える地下水の水質汚濁が生じていると認められ、かつ、上記イと同様に地下水の流動状況等からみて地下水汚染が拡大する一定の範囲に人が地下水を摂取する地点が存在すること。</p> <p>ハ 当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が含有量基準に適合せず、又は適合しないおそれがあると認められ、かつ、当該土地が人が立ち入ることができる土地であること。</p> <p>なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が該当するかを示すことはできません。</p>
設 定 年 月 日	平成26年4月1日（最終改正：令和5年4月1日）
備 考	

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

土壌汚染対策法

(土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地の調査)

第五条 都道府県知事は、第三条第一項本文及び第八項並びに前条第二項及び第三項本文に規定するもののほか、土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがあるものとして政令で定める基準に該当する土地があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、指定調査機関に第三条第一項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の土壌の特定有害物質による汚染の状況の調査及びその結果の報告（以下この項において「調査等」という。）を命じようとする場合において、過失がなくて当該調査等を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、当該調査を自ら行うことができる。この場合において、相当の期限を定めて、当該調査等をすべき旨及びその期限までに当該調査等をしないときは、当該調査を自ら行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

■関連法令

ア 土壌汚染対策法第2条第1項及び土壌汚染対策法施行令第1条（特定有害物質の定義）

イ 土壌汚染対策法第3条第1項本文及び土壌汚染対策法施行規則第2条ないし第15条（土壌汚染状況調査の方法）

ウ 土壌汚染対策法第7条（汚染除去等計画）

エ 土壌汚染対策法第5章（指定調査機関）及び第6章（指定支援法人）

オ 土壌汚染対策法施行令第3条（土壌汚染状況調査の対象となる土地の基準）

カ 土壌汚染対策法施行令第4条（土壌汚染状況調査の命令）

キ 土壌汚染対策法施行令第10条（政令で定める市の長による事務の処理）

ク 土壌汚染対策法施行規則第28条第1項、第31条第1項及び別表第4（土壌汚染状況調査の対象となる土地の土壌の特定有害物質による汚染状態に係る基準、土壌溶出量基準）

ケ 土壌汚染対策法施行規則第28条第2項、第31条第2項及び別表第5（土壌汚染状況調査の対象となる土地の土壌の特定有害物質による汚染状態に係る基準、土壌含有量基準）

コ 土壌汚染対策法施行規則第7条第1項及び別表第2（地下水基準）

サ 土壌汚染対策法施行規則第29条（地下水の水質の汚濁に係る限度）

シ 土壌汚染対策法施行規則第30条（地下水の利用状況等に係る要件）

ス 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省

令（平成 14 年環境省令第 23 号）

セ 平成 15 年環境省告示第 16 号（土壌ガス調査に係る採取及び測定の方法を定める件）

ソ 平成 15 年環境省告示第 17 号（地下水に含まれる調査対象物質の量の測定方法を定める件）

タ 平成 15 年環境省告示第 18 号（土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件）

チ 平成 15 年環境省告示第 19 号（土壌含有量調査に係る測定方法を定める件）

ツ 鉱山保安法

テ 計量法

■解釈文書等

ア 平成 31 年 3 月 1 日付け環水大土発第 1903015 号環境省水・大気環境局長通知「土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について」

イ 平成 24 年 8 月 17 日付け環水大土発第 100319002 号環境省水・大気環境局土壌環境課長通知「土壌汚染状況調査における地歴調査について」

ウ 土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第 3.1 版）（環境省）

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署：環境経済部環境政策課 No.031

<p>処 分 名</p>	<p>要措置区域に係る汚染除去等計画を提出すべきことの指示</p>
<p>処 分 の 概 要</p>	<p>要措置区域の指定をしたときは、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において、要措置区域内の土地の所有者等に対し、当該要措置区域内において講ずべき汚染の除去等の措置及びその理由、当該措置を講ずべき期限等を示したうえで、汚染除去等計画を作成し、これを市長に提出すべきことの指示を行います。</p>
<p>根拠法令等・条項</p>	<p>土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第7条第1項</p>
<p>処 分 基 準</p>	<p>◎市長は、要措置区域の指定をしたときは、環境省令で定めるところにより、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において、要措置区域内の土地の所有者等に対し、当該要措置区域内において講ずべき汚染の除去等の措置及びその理由、当該措置を講ずべき期限その他環境省令で定める事項を示して、次に掲げる事項を記載した汚染除去等計画を作成し、これを市長に提出すべきことの指示を行います。</p> <p>ただし、当該土地の所有者等以外の者の行為によって当該土地の土壌の特定有害物質による汚染が生じたことが明らかな場合であつて、その行為をした者に汚染の除去等の措置を講じさせることが相当であると認められ、かつ、これを講じさせることについて当該土地の所有者等に異議がないときは、環境省令で定めるところにより、その行為をした者に対し、指示を行います。</p> <p>一 都道府県知事により示された汚染の除去等の措置（次条第一項において「指示措置」という。）及びこれと同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置として環境省令で定めるもののうち、当該土地の所有者等が講じようとする措置（以下「実施措置」という。）</p> <p>二 実施措置の着手予定時期及び完了予定時期</p> <p>三 その他環境省令で定める事項</p> <p>なお、不利益処分をするかどうか等の判断基準が法令の定めにより具体的に規定され尽くされているため、処分基準は設定しません。</p>
<p>設 定 年 月 日</p>	<p>平成28年4月1日（最終改正：令和5年4月1日）</p>
<p>備 考</p>	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

土壌汚染対策法

(汚染除去等計画の提出等)

第七条 都道府県知事は、前条第一項の指定をしたときは、環境省令で定めるところにより、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において、要措置区域内の土地の所有者等に対し、当該要措置区域内において講ずべき汚染の除去等の措置及びその理由、当該措置を講ずべき期限その他環境省令で定める事項を示して、次に掲げる事項を記載した計画（以下「汚染除去等計画」という。）を作成し、これを都道府県知事に提出すべきことを指示するものとする。ただし、当該土地の所有者等以外の者の行為によって当該土地の土壌の特定有害物質による汚染が生じたことが明らかな場合であつて、その行為をした者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。以下この項及び次条において同じ。）に汚染の除去等の措置を講じさせることが相当であると認められ、かつ、これを講じさせることについて当該土地の所有者等に異議がないときは、環境省令で定めるところにより、その行為をした者に対し、指示するものとする。

一 都道府県知事により示された汚染の除去等の措置（次条第一項において「指示措置」という。）及びこれと同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置として環境省令で定めるもののうち、当該土地の所有者等（この項ただし書に規定するときにあつては、同項ただし書の規定により都道府県知事から指示を受けた者）が講じようとする措置（以下「実施措置」という。）

二 実施措置の着手予定時期及び完了予定時期

三 その他環境省令で定める事項

2 都道府県知事は、前項の規定により都道府県知事から指示を受けた者が汚染除去等計画を提出しないときは、その者に対し、汚染除去等計画を提出すべきことを命ずることができる。

3 汚染除去等計画の提出をした者は、第一項各号に掲げる事項の変更（環境省令で定める軽微な変更を除く。）をしたときは、環境省令で定めるところにより、変更後の汚染除去等計画を都道府県知事に提出しなければならない。

4 都道府県知事は、汚染除去等計画（汚染除去等計画の変更があつたときは、その変更後のもの。以下この項から第九項まで、第九条第一号及び第十条において同じ。）の提出があつた場合において、当該汚染除去等計画に記載された実施措置が環境省令で定める技術的基準（次項において「技術的基準」という。）に適合していないと認めるときは、その提出があつた日から起算して三十日以内に限り、当該提出をした者に対し、その変更を命ずることができる。

5 都道府県知事は、汚染除去等計画の提出があつた場合において、当該汚染除去等計画に記載された実施措置が技術的基準に適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。この場合

においては、当該提出をした者に対し、遅滞なく、短縮後の期間を通知しなければならない。

6 汚染除去等計画の提出をした者は、第四項に規定する期間（前項の規定による通知があったときは、その通知に係る期間）を経過した後でなければ、実施措置を講じてはならない。

7 汚染除去等計画の提出をした者は、当該汚染除去等計画に従って実施措置を講じなければならない。

8 都道府県知事は、汚染除去等計画の提出をした者が当該汚染除去等計画に従って実施措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、当該実施措置を講ずべきことを命ずることができる。

9 汚染除去等計画の提出をした者は、当該汚染除去等計画に記載された実施措置を講じたときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

10 都道府県知事は、第一項の規定により指示をしようとする場合において、過失がなく当該指示を受けべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、当該要措置区域内の土地において講ずべき汚染の除去等の措置を自ら講ずることができる。この場合において、相当の期限を定めて、汚染除去等計画を作成し、これを都道府県知事に提出した上で、当該汚染除去等計画に従って実施措置を講ずべき旨及びその期限までに当該実施措置を講じないときは、当該汚染の除去等の措置を自ら講ずる旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

■関連法令

ア 土壤汚染対策法第6条（要措置区域の指定等）

イ 土壤汚染対策法第7条（汚染除去等計画の提出等）

ウ 土壤汚染対策法第7条第4項及び土壤汚染対策法施行令第5条第2号（汚染の除去等の措置に関する技術的基準）

エ 土壤汚染対策法施行令第3条第1号イ及び第5条第1号イ並びに土壤汚染対策法施行規則第28条第1項及び第30条（地下水経由の観点からの要措置区域の指定に係る基準）

オ 土壤汚染対策法施行令第3条第1号ハ及び第5条第1号ロ並びに土壤汚染対策法施行規則第28条第2項（直接摂取の観点からの要措置区域の指定に係る基準）

カ 土壤汚染対策法施行令第10条（政令で定める市の長による事務の処理）

キ 土壤汚染対策法施行規則第3条第6項（試料採取等対象物質）

ク 土壤汚染対策法施行規則第4条第3項第2号イ（第1種特定有害物質）

ケ 土壤汚染対策法施行規則第6条第1項第2号（第2種特定有害物質）

コ 土壤汚染対策法施行規則第6条第1項第3号（第3種特定有害物質）

- サ 土壤汚染対策法施行規則第7条第1項及び別表第2（地下水基準）
- シ 土壤汚染対策法施行規則第9条第1項第2号及び別表第3（第二溶出量基準）
- ス 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項及び別表第4（土壤溶出量基準）
- セ 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項及び別表第5（土壤含有量基準）
- ソ 土壤汚染対策法施行規則第32条（要措置区域の指定の公示）
- タ 土壤汚染対策法施行規則第33条ないし第42条の2（汚染除去等計画の作成及び提出の指示その他）
- チ 土壤汚染対策法施行規則別表第6（指示措置又はこれと同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置）
- ツ 土壤汚染対策法施行規則別表第8（実施措置の実施の方法）
- テ 港湾法
- ト 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
- ナ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

■ 解釈文書等

- ア 平成31年3月1日付け環水大土発第1903015号環境省水・大気環境局長通知「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」
- イ 土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第3.1版）（環境省）

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部環境政策課 No.032

処 分 名	要措置区域に係る汚染除去等計画の提出命令及び変更命令
処 分 の 概 要	<p>要措置区域内において汚染除去等計画を提出すべきことの指示を市長から受けた者が、汚染除去等計画を提出しないときは、その者に対し、汚染除去等計画を提出すべきことを命ずることができます。</p> <p>また、汚染除去等計画（汚染除去等計画の変更があったときは、その変更後のもの。）の提出があった場合において、当該汚染除去等計画に記載された実施措置が環境省令で定める技術的基準に適合していないと認めるときは、その提出があった日から起算して三十日以内に限り、当該提出をした者に対し、その変更を命ずることができます。</p>
根拠法令等・条項	土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第7条第2項及び第4項
処 分 基 準	<p>◎市長は、要措置区域内において汚染除去等計画を提出すべきことの指示を市長から受けた者が、汚染除去等計画を提出しないときは、その者に対し、汚染除去等計画を提出すべきことを命ずることができます。</p> <p>また、汚染除去等計画（汚染除去等計画の変更があったときは、その変更後のもの。）の提出があった場合において、当該汚染除去等計画に記載された実施措置が環境省令で定める技術的基準に適合していないと認めるときは、その提出があった日から起算して三十日以内に限り、当該提出をした者に対し、その変更を命ずることができます。</p> <p>なお、不利益処分をするかどうか等の判断基準が法令の定めに具体的に規定され尽くされているため、処分基準は設定しません。</p>
設 定 年 月 日	平成26年4月1日（最終改正：令和5年4月1日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

土壌汚染対策法

(汚染除去等計画の提出等)

第七条 都道府県知事は、前条第一項の指定をしたときは、環境省令で定めるところにより、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において、要措置区域内の土地の所有者等に対し、当該要措置区域内において講ずべき汚染の除去等の措置及びその理由、当該措置を講ずべき期限その他環境省令で定める事項を示して、次に掲げる事項を記載した計画（以下「汚染除去等計画」という。）を作成し、これを都道府県知事に提出すべきことを指示するものとする。ただし、当該土地の所有者等以外の者の行為によって当該土地の土壌の特定有害物質による汚染が生じたことが明らかな場合であつて、その行為をした者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。以下この項及び次条において同じ。）に汚染の除去等の措置を講じさせることが相当であると認められ、かつ、これを講じさせることについて当該土地の所有者等に異議がないときは、環境省令で定めるところにより、その行為をした者に対し、指示するものとする。

一 都道府県知事により示された汚染の除去等の措置（次条第一項において「指示措置」という。）及びこれと同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置として環境省令で定めるもののうち、当該土地の所有者等（この項ただし書に規定するときにあつては、同項ただし書の規定により都道府県知事から指示を受けた者）が講じようとする措置（以下「実施措置」という。）

二 実施措置の着手予定時期及び完了予定時期

三 その他環境省令で定める事項

2 都道府県知事は、前項の規定により都道府県知事から指示を受けた者が汚染除去等計画を提出しないときは、その者に対し、汚染除去等計画を提出すべきことを命ずることができる。

3 汚染除去等計画の提出をした者は、第一項各号に掲げる事項の変更（環境省令で定める軽微な変更を除く。）をしたときは、環境省令で定めるところにより、変更後の汚染除去等計画を都道府県知事に提出しなければならない。

4 都道府県知事は、汚染除去等計画（汚染除去等計画の変更があつたときは、その変更後のもの。以下この項から第九項まで、第九条第一号及び第十条において同じ。）の提出があつた場合において、当該汚染除去等計画に記載された実施措置が環境省令で定める技術的基準（次項において「技術的基準」という。）に適合していないと認めるときは、その提出があつた日から起算して三十日以内に限り、当該提出をした者に対し、その変更を命ずることができる。

5 都道府県知事は、汚染除去等計画の提出があつた場合において、当該汚染除去等計画に記載された実施措置が技術的基準に適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。この場合においては、当該提出をした者に対し、遅滞なく、短縮後の期間を通知

しなければならない。

6 汚染除去等計画の提出をした者は、第四項に規定する期間（前項の規定による通知があったときは、その通知に係る期間）を経過した後でなければ、実施措置を講じてはならない。

7 汚染除去等計画の提出をした者は、当該汚染除去等計画に従って実施措置を講じなければならない。

8 都道府県知事は、汚染除去等計画の提出をした者が当該汚染除去等計画に従って実施措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、当該実施措置を講ずべきことを命ずることができる。

9 汚染除去等計画の提出をした者は、当該汚染除去等計画に記載された実施措置を講じたときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

10 都道府県知事は、第一項の規定により指示をしようとする場合において、過失がなく当該指示を受けるべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、当該要措置区域内の土地において講ずべき汚染の除去等の措置を自ら講ずることができる。この場合において、相当の期限を定めて、汚染除去等計画を作成し、これを都道府県知事に提出した上で、当該汚染除去等計画に従って実施措置を講ずべき旨及びその期限までに当該実施措置を講じないときは、当該汚染の除去等の措置を自ら講ずる旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

■関連法令

ア 土壤汚染対策法第6条（要措置区域の指定等）

イ 土壤汚染対策法第7条（汚染除去等計画の提出等）

ウ 土壤汚染対策法第6章（指定支援法人）、土壤汚染対策施行令第8条及び平成16年環境省告示第4号（負担能力に関する基準を定める件）

エ 土壤汚染対策法施行令第3条第1号イ及び第5条第1号イ並びに土壤汚染対策法施行規則第28条第1項及び第30条（地下水経由の観点からの要措置区域の指定に係る基準）

オ 土壤汚染対策法施行令第3条第1号ハ及び第5条第1号ロ並びに土壤汚染対策法施行規則第28条第2項（直接摂取の観点からの要措置区域の指定に係る基準）

カ 土壤汚染対策法施行令第5条第2号（汚染の除去等の措置に関する技術的基準）

キ 土壤汚染対策法施行令第10条（政令で定める市の長による事務の処理）

ク 土壤汚染対策法施行規則第3条第6項（試料採取等対象物質）

ケ 土壤汚染対策法施行規則第4条第3項第2号イ（第1種特定有害物質）

コ 土壤汚染対策法施行規則第6条第1項第2号（第2種特定有害物質）

サ 土壤汚染対策法施行規則第6条第1項第3号（第3種特定有害物質）

- シ 土壤汚染対策法施行規則第7条第1項及び別表第2（地下水基準）
- ス 土壤汚染対策法施行規則第9条第1項第2号及び別表第3（第二溶出量基準）
- セ 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項及び別表第4（土壤溶出量基準）
- ソ 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項及び別表第5（土壤含有量基準）
- タ 土壤汚染対策法施行規則第32条（要措置区域の指定の公示）
- チ 土壤汚染対策法施行規則第33条ないし第42条の2（汚染除去等計画の作成及び提出の指示その他）
- ツ 土壤汚染対策法施行規則別表第6（指示措置又はこれと同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置）
- テ 土壤汚染対策法施行規則別表第8（実施措置の実施の方法）
- ト 港湾法
- ナ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
- ニ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

■ 解釈文書等

- ア 平成31年3月1日付け環水大土発第1903015号環境省水・大気環境局長通知「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」
- イ 土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第3.1版）（環境省）

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部環境政策課 No.033

処 分 名	要措置区域における汚染除去等計画に従い実施措置を講ずることの命令
処 分 の 概 要	要措置区域内において汚染除去等計画を提出すべきことの指示を市長から受けて汚染除去等計画を提出した者が、当該汚染除去等計画に従って実施措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、当該実施措置を講ずべきことを命ずることができます。
根拠法令等・条項	土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第7条第8項
処 分 基 準	◎市長は、要措置区域内において汚染除去等計画を提出すべきことの指示を市長から受けた者が、汚染除去等計画を提出したが、当該汚染除去等計画に従って実施措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、当該実施措置を講ずべきことを命ずることができます。 なお、不利益処分をするかどうか等の判断基準が法令の定めにより具体的に規定され尽くされているため、処分基準は設定しません。
設 定 年 月 日	平成31年4月1日（最終改正：令和5年4月1日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

土壌汚染対策法

(汚染除去等計画の提出等)

第七条 都道府県知事は、前条第一項の指定をしたときは、環境省令で定めるところにより、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において、要措置区域内の土地の所有者等に対し、当該要措置区域内において講ずべき汚染の除去等の措置及びその理由、当該措置を講ずべき期限その他環境省令で定める事項を示して、次に掲げる事項を記載した計画（以下「汚染除去等計画」という。）を作成し、これを都道府県知事に提出すべきことを指示するものとする。ただし、当該土地の所有者等以外の者の行為によって当該土地の土壌の特定有害物質による汚染が生じたことが明らかな場合であつて、その行為をした者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。以下この項及び次条において同じ。）に汚染の除去等の措置を講じさせることが相当であると認められ、かつ、これを講じさせることについて当該土地の所有者等に異議がないときは、環境省令で定めるところにより、その行為をした者に対し、指示するものとする。

一 都道府県知事により示された汚染の除去等の措置（次条第一項において「指示措置」という。）及びこれと同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置として環境省令で定めるもののうち、当該土地の所有者等（この項ただし書に規定するときにあつては、同項ただし書の規定により都道府県知事から指示を受けた者）が講じようとする措置（以下「実施措置」という。）

二 実施措置の着手予定時期及び完了予定時期

三 その他環境省令で定める事項

2 都道府県知事は、前項の規定により都道府県知事から指示を受けた者が汚染除去等計画を提出しないときは、その者に対し、汚染除去等計画を提出すべきことを命ずることができる。

3 汚染除去等計画の提出をした者は、第一項各号に掲げる事項の変更（環境省令で定める軽微な変更を除く。）をしたときは、環境省令で定めるところにより、変更後の汚染除去等計画を都道府県知事に提出しなければならない。

4 都道府県知事は、汚染除去等計画（汚染除去等計画の変更があつたときは、その変更後のもの。以下この項から第九項まで、第九条第一号及び第十条において同じ。）の提出があつた場合において、当該汚染除去等計画に記載された実施措置が環境省令で定める技術的基準（次項において「技術的基準」という。）に適合していないと認めるときは、その提出があつた日から起算して三十日以内に限り、当該提出をした者に対し、その変更を命ずることができる。

5 都道府県知事は、汚染除去等計画の提出があつた場合において、当該汚染除去等計画に記載された実施措置が技術的基準に適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。この場合においては、当該提出をした者に対し、遅滞なく、短縮後の期間を通知

しなければならない。

6 汚染除去等計画の提出をした者は、第四項に規定する期間（前項の規定による通知があったときは、その通知に係る期間）を経過した後でなければ、実施措置を講じてはならない。

7 汚染除去等計画の提出をした者は、当該汚染除去等計画に従って実施措置を講じなければならない。

8 都道府県知事は、汚染除去等計画の提出をした者が当該汚染除去等計画に従って実施措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、当該実施措置を講ずべきことを命ずることができる。

9 汚染除去等計画の提出をした者は、当該汚染除去等計画に記載された実施措置を講じたときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

10 都道府県知事は、第一項の規定により指示をしようとする場合において、過失がなく当該指示を受けるべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、当該要措置区域内の土地において講ずべき汚染の除去等の措置を自ら講ずることができる。この場合において、相当の期限を定めて、汚染除去等計画を作成し、これを都道府県知事に提出した上で、当該汚染除去等計画に従って実施措置を講ずべき旨及びその期限までに当該実施措置を講じないときは、当該汚染の除去等の措置を自ら講ずる旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

■関連法令

ア 土壤汚染対策法第6条（要措置区域の指定等）

イ 土壤汚染対策法第7条（汚染除去等計画の提出等）

ウ 土壤汚染対策法施行令第3条第1号ハ及び第5条第1号ロ並びに土壤汚染対策法施行規則第28条第2項（直接摂取の観点からの要措置区域の指定に係る基準）

エ 土壤汚染対策法施行令第5条第2号（汚染の除去等の措置に関する技術的基準）

オ 土壤汚染対策法施行令第10条（政令で定める市の長による事務の処理）

カ 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項及び別表第4（土壤溶出量基準）

キ 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項及び別表第5（土壤含有量基準）

ク 土壤汚染対策法施行規則第32条（要措置区域の指定の公示）

ケ 土壤汚染対策法施行規則第33条から第42条の2（汚染除去等計画の作成及び提出の指示その他）

コ 土壤汚染対策法施行規則別表第6（指示措置又はこれと同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置）

サ 土壤汚染対策法施行規則別表第8（実施措置の実施の方法）

シ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

■ 解釈文書等

ア 平成 31 年 3 月 1 日付け環水大土発第 1903015 号環境省水・大気環境局長通知「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」

イ 土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第 3.1 版）（環境省）

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部環境政策課 No.034

処 分 名	帯水層の深さの確認をしない場合及び確認の取消し
処 分 の 概 要	地表から一定の深さまで帯水層がないことの確認の申請がされた場合に、地下水位を観測するための井戸の設置地点及び当該位置に設置した理由、観測の結果からみて帯水層の深さを定めた理由が相当であると認められない場合は、要措置区域において土地の形質変更の禁止の例外となる行為として確認をしません。また、確認後に確認に係る深さまで帯水層が存在しないと認められなくなったときは確認を取り消します。
根拠法令等・条項	土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第9条第2号 土壤汚染対策法施行規則（平成24年環境省令第29号）第44条第3項、第5項
処 分 基 準	◎市長は、地表から一定の深さまで帯水層がないことの確認の申請がされた場合に、地下水位を観測するための井戸の設置地点及び当該位置に設置した理由、観測の結果からみて帯水層の深さを定めた理由が相当であると認められない場合は、要措置区域において土地の形質変更の禁止の例外となる行為として確認をしません。また、確認後に確認に係る深さまで帯水層が存在しないと認められなくなったときは確認を取り消します。 なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が該当するかを示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成31年4月1日（最終改正：令和5年4月1日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

土壌汚染対策法

(要措置区域内における土地の形質の変更の禁止)

第九条 要措置区域内においては、何人も、土地の形質の変更をしてはならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 第七条第一項の規定により都道府県知事から指示を受けた者が汚染除去等計画に基づく実施措置として行う行為
- 二 通常管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの
- 三 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

土壌汚染対策法施行規則

(帯水層の深さに係る確認の申請)

第四十四条 第四十三条第一号口の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第十二による申請書を提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 要措置区域の所在地
- 三 要措置区域のうち地下水位を観測するための井戸を設置した地点及び当該地点に当該井戸を設置した理由

四 前号の地下水位の観測の結果

五 観測された地下水位のうち最も浅いものにおける地下水を含む帯水層の深さ

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- 一 前項第三号の井戸の構造図
- 二 前項第三号の井戸を設置した地点を明らかにした当該要措置区域の図面

三 前項第五号の帯水層の深さを定めた理由を説明する書類

3 都道府県知事は、第一項の申請があつたときは、同項第三号の井戸を設置した地点及び当該地点に当該井戸を設置した理由並びに同項第四号の観測の結果からみて前項第三号の帯水層の深さを定めた理由が相当であると認められる場合に限り、第四十三条第一号口の確認をするものとする。

4 都道府県知事は、第四十三条第一号口の確認をする場合において、当該確認に係る地下水位及び帯水層の深さの変化を的確に把握するため必要があると認めるときは、当該確認に、当該地下水位及び帯水層の深さを都道府県知事に定期的に報告することその他の条件を付することができる。

5 都道府県知事は、第四十三条第一号口の確認をした後において、前項の報告その他の資料により当該確認に係る要措置区域において当該確認に係る深さまで帯水層が存在しないと認められなくなったとき又は前

項の報告がなかったときは、遅滞なく、当該確認を取り消し、その旨を当該確認を受けた者に通知するものとする。

■関連法令

ア 土壤汚染対策法施行令第 10 条（政令で定める市の長による事務の処理）

イ 土壤汚染対策法施行規則第 4 3 条第 1 号ロ（要措置区域内における土地の形質の変更の禁止の例外）

■解釈文書等

ア 平成 31 年 3 月 1 日付け環水大土発第 1903015 号環境省水・大気環境局長通知「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」

イ 土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第 3.1 版）（環境省）

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署：環境経済部環境政策課 No.035

処 分 名	実施措置と一体として行われる土地の形質の変更の確認をしない場合
処 分 の 概 要	実施措置と一体として行われる土地の形質の変更で、要措置区域における土地の形質変更の禁止の例外となる行為として確認の申請がされた場合に、環境省令に定める要件のいずれかに該当しないと認められる場合は、当該確認をしません。
根拠法令等・条項	土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第9条第2号 土壤汚染対策法施行規則（平成24年環境省令第29号）第45条第3項
処 分 基 準	◎市長は、実施措置と一体として行われる土地の形質の変更で、要措置区域における土地の形質変更の禁止の例外となる行為として確認の申請がされた場合に、土地の形質の変更と実施措置の一体性が認められること、土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壤が要措置区域内の帯水層に接する場合にあっては、土地の形質の変更の施行方法が環境大臣が定める基準に適合すること、着手予定日及び完了予定日が指示措置の期日と照らし合わせて適当と認められることのいずれかに該当しないと認められる場合は、当該確認をしません。 なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が該当するかを示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成31年4月1日（最終改正：令和5年4月1日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

土壌汚染対策法

(要措置区域内における土地の形質の変更の禁止)

第九条 要措置区域内においては、何人も、土地の形質の変更をしてはならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 第七条第一項の規定により都道府県知事から指示を受けた者が汚染除去等計画に基づく実施措置として行う行為
- 二 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの
- 三 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

土壌汚染対策法施行規則

(要措置区域内における土地の形質の変更の禁止の例外)

第四十三条 法第九条第二号の環境省令で定めるものは、次に掲げる行為とする。

(略)

三 実施措置と一体として行われる土地の形質の変更であって、その施行方法が第四十条第二項第一号の環境大臣が定める基準に適合する旨の都道府県知事の確認を受けたもの

(略)

(土地の形質の変更に係る確認の申請)

第四十五条 第四十三条第三号の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第十三による申請書を提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 土地の形質の変更（当該土地の形質の変更と一体として行われる実施措置を含む。次号を除き、以下この条において同じ。）を行う要措置区域の所在地
 - 三 土地の形質の変更の種類
 - 四 土地の形質の変更の場所
 - 五 土地の形質の変更の施行方法
 - 六 土地の形質の変更の着手予定日及び完了予定日
 - 七 土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法
 - 八 事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
- 一 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした要措置区域の図面
 - 二 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図
- 3 都道府県知事は、第一項の申請があったときは、当該申請に係る土

地の形質の変更が次の要件のいずれにも該当すると認められる場合に限
り、第四十三条第三号の確認をするものとする。

一 当該申請に係る土地の形質の変更とそれと一体として行われる実施
措置との間に一体性が認められること。

二 当該申請に係る土地の形質の変更の施行方法が第四十条第二項第一
号の環境大臣が定める基準に適合していること。

三 当該申請に係る土地の形質の着手予定日及び完了予定日が法第七条
第一項の期限に照らして適当であると認められること。

■関連法令

ア 土壤汚染対策法施行令第 10 条（政令で定める市の長による事務の処
理）

■解釈文書等

ア 平成 31 年 3 月 1 日付け環水大土発第 1903015 号環境省水・大気環
境局長通知「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤
汚染対策法の施行について」

イ 土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂
第 3.1 版）（環境省）

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署：環境経済部環境政策課 No.036

処 分 名	要措置区域内の土地の形質の変更の施行方法の確認をしない場合
処 分 の 概 要	指示措置または指示措置と同等以上の措置が講じられた土地で、要措置区域における土地の形質変更の禁止の例外となる行為として確認の申請がされた場合に、土地の形質の変更の施行方法が環境大臣が定める基準に適合すると認められない場合は、当該確認をしません。
根拠法令等・条項	土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第9条第2号 土壤汚染対策法施行規則（平成24年環境省令第29号）第46条第3項
処 分 基 準	◎市長は、指示措置または指示措置と同等以上の措置が講じられた土地で、要措置区域における土地の形質変更の禁止の例外となる行為として確認の申請がされた場合に、土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壤が要措置区域内の帯水層に接する場合にあっては、土地の形質の変更の施行方法が環境大臣が定める基準に適合すると認められない場合は、当該確認をしません。 なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が該当するかを示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成31年4月1日（最終改正：令和5年4月1日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

土壌汚染対策法

(要措置区域内における土地の形質の変更の禁止)

第九条 要措置区域内においては、何人も、土地の形質の変更をしてはならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 第七条第一項の規定により都道府県知事から指示を受けた者が汚染除去等計画に基づく実施措置として行う行為
- 二 通常管理行為、軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの
- 三 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

土壌汚染対策法施行規則

(要措置区域内における土地の形質の変更の禁止の例外)

第四十三条 法第九条第二号の環境省令で定めるものは、次に掲げる行為とする。

(略)

四 次のいずれかに該当する要措置区域内における土地の形質の変更であって、その施行方法が第四十条第二項第一号の環境大臣が定める基準に適合する旨の都道府県知事の確認を受けたもの

イ 別表第六の一の項の上欄に掲げる土地に該当する要措置区域であって、地下水の水質の測定が講じられているもの

ロ 別表第六の一の項から四の項まで及び六の項の上欄に掲げる土地(同表の一の項の上欄に掲げる土地にあつては、土壌の第三種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合しない土地を除く。)に該当する要措置区域であつて、原位置封じ込めが講じられているもの(別表第八の二の項の原位置封じ込めに係る措置の実施のうち、同項下欄のイからエまでの実施が完了しているものに限る。)

ハ 別表第六の一の項から四の項まで及び六の項の上欄に掲げる土地(同表の一の項の上欄に掲げる土地にあつては、土壌の第三種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合しない土地を除く。)に該当する要措置区域であつて、遮水工封じ込めが講じられているもの(別表第八の三の項の遮水工封じ込めに係る措置の実施のうち、同項下欄のイからエまでの実施が完了しているものに限る。)

ニ 別表第六の一の項から六の項までの上欄に掲げる土地に該当する要措置区域であつて、地下水汚染の拡大の防止が講じられているもの

ホ 土壌汚染の除去が講じられている要措置区域(別表第八の五の項の土壌汚染の除去に係る措置の実施のうち、同項下欄第一号に掲げる基準不適合土壌の掘削による除去のイからニまでの実施が完了しているもの又は同欄第二号に掲げる原位置での浄化による除去のイからハまで及びホの実施が完了しているものに限る。)

ヘ 別表第六の一の項及び三の項から六の項までの上欄に掲げる土地(同表の一の項の上欄に掲げる土地にあつては、土壌の第一種特定有害

物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合しない土地を除く。)に該当する要措置区域であって、遮断工封じ込めが講じられているもの(別表第八の六の項の遮断工封じ込めに係る措置の実施のうち、同項下欄のイからホまでの実施が完了しているものに限る。)

ト 別表第六の一の項及び四の項の上欄に掲げる土地(同表の一の項の上欄に掲げる土地にあつては、土壌の第一種特定有害物質又は第三種特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合しない土地及び土壌の第二種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合しない土地を除く。)に該当する要措置区域であつて、不溶化が講じられているもの(別表第八の七の項の不溶化に係る措置の実施のうち、同項下欄第一号に掲げる原位置不溶化のイからホまでの措置の実施が完了しているもの又は同欄第二号に掲げる不溶化埋め戻しのイからホまでの実施が完了しているものに限る。)

(土地の形質の変更の施行方法に係る確認の申請)

第四十六条

(略)

3 都道府県知事は、前項の申請があつたときは、当該申請に係る土地の形質の変更の施行方法が第四十条第二項第一号の環境大臣が定める基準に適合していると認められる場合に限り、第四十三条第四号の確認をするものとする。

■関連法令

ア 土壌汚染対策法施行令第10条(政令で定める市の長による事務の処理)

■解釈文書等

ア 平成31年3月1日付け環水大土発第1903015号環境省水・大気環境局長通知「土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について」

イ 土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(改訂第3.1版)(環境省)

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部環境政策課 No.037

処 分 名	土地の形質の変更の施行方法に関する計画変更命令
処 分 の 概 要	形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出を受けた場合において、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法が環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更を命ずることができます。
根拠法令等・条項	土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第12条第5項
処 分 基 準	<p>◎市長は、形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出を受けた場合において、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法が環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受けた日から14日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更を命ずることができます。</p> <p>なお、不利益処分をするかどうか等の判断基準が法令の定めに具体的に規定され尽くされているため、処分基準は設定しません。</p>
設 定 年 月 日	平成26年4月1日（最終改正：令和5年4月1日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

土壌汚染対策法

(形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出及び計画変更命令)

第十二条 形質変更時要届出区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の十四日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 土地の形質の変更の施行及び管理に関する方針（環境省令で定めるところにより、環境省令で定める基準に適合する旨の都道府県知事の確認を受けたものに限る。）に基づく次のいずれにも該当する土地の形質の変更

イ 土地の土壌の特定有害物質による汚染が専ら自然又は専ら土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものとして環境省令で定める要件に該当する土地における土地の形質の変更

ロ 人の健康に係る被害が生ずるおそれがないものとして環境省令で定める要件に該当する土地の形質の変更

二 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの

三 形質変更時要届出区域が指定された際既に着手していた行為

四 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

2 形質変更時要届出区域が指定された際当該形質変更時要届出区域内において既に土地の形質の変更に着手している者は、その指定の日から起算して十四日以内に、環境省令で定めるところにより、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

3 形質変更時要届出区域内において非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者は、当該土地の形質の変更をした日から起算して十四日以内に、環境省令で定めるところにより、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

4 第一項第一号の土地の形質の変更をした者は、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める期間ごとに、当該期間中において行った当該土地の形質の変更の種類、場所その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

5 都道府県知事は、第一項の届出を受けた場合において、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法が環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受けた日から十四日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更を命ずることができる。

■関連法令

- ア 土壤汚染対策法第7条第4項及び土壤汚染対策法施行規則第39条ないし第41条（実施措置に係る技術的基準その他）
- イ 土壤汚染対策法第11条（形質変更時要届出区域の指定等）
- ウ 土壤汚染対策法第12条第1項（形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出）
- エ 土壤汚染対策法施行令第10条（政令で定める市の長による事務の処理）
- オ 土壤汚染対策法施行規則第47条（形質変更時要届出区域の指定の公示）
- カ 土壤汚染対策法施行規則第48条及び第49条（形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出）
- キ 土壤汚染対策法施行規則第50条（形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出を要しない通常管理行為、軽易な行為その他の行為）
- ク 土壤汚染対策法施行規則第53条（土地の形質の変更の施行方法に関する基準）
- ケ 平成31年環境省告示第5号（土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壤が要措置区域内の帯水層に接する場合における土地の形質の変更の施行方法の基準）
- コ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

■解釈文書等

- ア 平成31年3月1日付け環水大土発第1903015号環境省水・大気環境局長通知「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」
- イ 土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第3.1版）（環境省）